

2018年春季

公正競争規約説明会 テキスト



お客様に信頼される旅行広告に取り組んでいます
旅行業公正取引協議会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-3 全日通霞が関ビル5F

TEL. 03-3592-1641 FAX. 03-3592-1644

旅公協

検索

はじめに

▶ 公正競争規約について

消費者庁が所管する「不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）」は、過大な景品類の提供及び不当な表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的としています。

しかし、景品表示法は、全ての業種を対象としているため、画一的・抽象的な内容にならざるを得ません。そのため、景品類又は表示に関する事項について、消費者庁及び公正取引委員会は、業種ごとに業界特有の事情を勘案した具体的かつきめ細やかな自主ルールを設定を業界に促し、それが同法に定める要件を満たすかどうかを審査し、的確なものについて認定し、業界がそのルールを運用することを認めています（景品表示法第31条）。そのルールが公正競争規約（以下「規約」という。）です。

規約は、景品表示法に基づいて作られているため、同規約を遵守することイコール景品表示法を遵守することになります。業界の共通ルールである「規約」という同じ土俵の上で各旅行業者が公正な競争を確保していきます。

規約の適用を受けるのは、公正取引協議会に加入する事業者（以下「会員」という。）です。違反行為があった場合、悪質な違反でない限り会員は原則として公正取引協議会より調査・措置を受けます。一方、会員以外の事業者は、消費者庁又は都道府県より調査・措置を受けることになりますが、この場合でも、規約の内容が酌量されますので、実質的には規約の効果は会員以外の事業者にも及ぶことになります。

つまり、この規約に従って景品類の提供や広告表示活動を行う限り、業界内での事業者間の公平・公正な競争が進められ、一般消費者の業界に対する信頼を確保することが期待できます。

▶ 旅行業界における規約認定と旅行業公正取引協議会設立の経緯

昭和58年、公正取引委員会は、旅行業者数社に対し、旅行者に提供した「特典」や「プレゼント」が過大な景品類の提供に当たるとして排除命令を行いました。これが端緒となり、昭和59年、「旅行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（以下「景品規約」という。）」が、サービス産業として初めて公正取引委員会の認定を受けました。

翌年1月23日には規約の運用組織として旅行業公正取引協議会（以下「旅公協」という。）が設立され、その後、平成2年の旅行業者数社による不当表示に対する排除命令事件を経て、平成4年には「募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約（以下「表示規約」という。）」が認定を受けました。

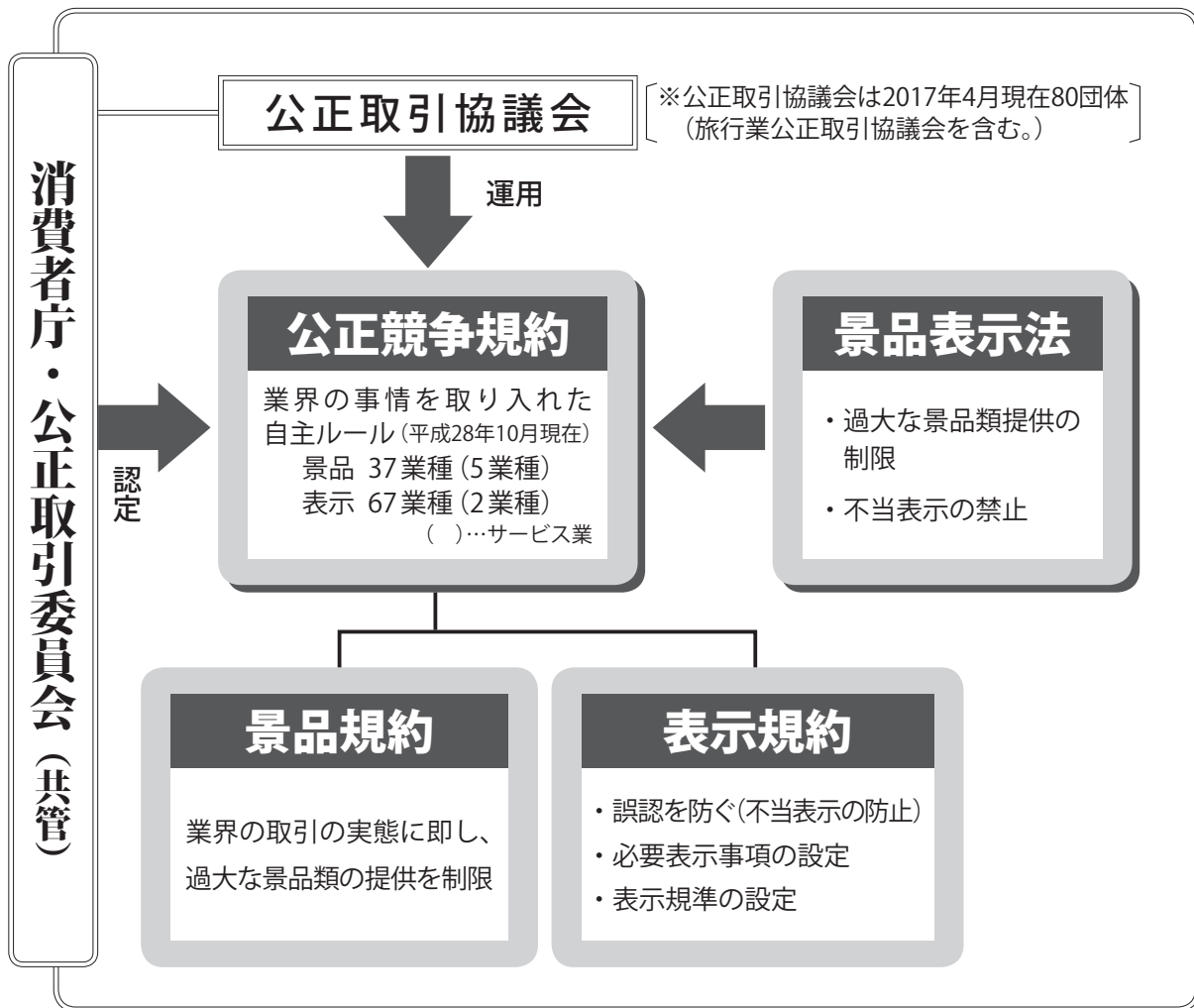
両規約の認定により、旅行業界において一定のルールに基づいた公正な競争を促進する土台が出来上がりました。

「景品規約」は、基本的には景品表示法の一般ルールに基づいた規制内容と同じですが、旅行業者による景品付き販売について、実態に即して細かく規定されています。

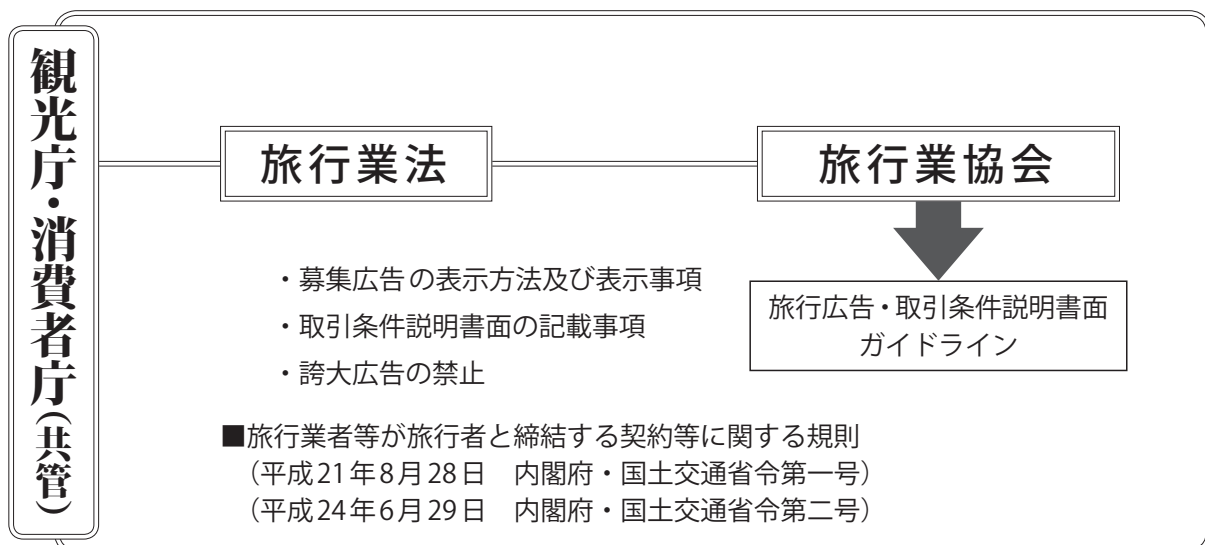
「表示規約」についても、景品表示法の一般ルールに基づいた規制内容と同じになっています。

旅行は形のない商品（旅行はそのほとんどが旅行業者以外の事業者が提供するサービスの集合体のようなもの。）であり、言わば体験型消費の代表とも言えます。このため、表示規約の内容は、一般消費者の適正な商品選択に資するため、旅行業法及び契約規則に定める表示規制規約を踏まえながら、具体的に、かつ、きめ細かく規定されています。

▶ 景品表示法と公正競争規約



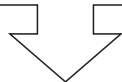
《旅行業法とガイドライン》



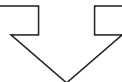
- ◎旅行業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置について(指針)(JATA・ANTA)
- ◎旅行のウェブ取引に関するガイドライン(JATA・ANTA)
- ◎国内企画旅行における貸切バス会社名の表示について(JATA)

▶ 違反に対する措置

旅行業公正取引協議会会員
旅行業公正取引協議会
◎ <u>旅公協の会員は、規約を遵守している限り消費者庁又は都道府県による措置命令等の措置の対象とされることはありません。</u> 会員が規約に違反した場合、原則、旅公協がその違反事案を調査し、措置を行うことになっています。 「原則」とは、<u>違反規模が大きく広い範囲で一般消費者に誤認を与えたり、繰り返し違反行為を行う等の場合は、消費者庁又は都道府県が直接調査・措置を行う場合があるということです。</u>

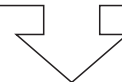


措置に至る流れ
1. 事務局への情報提供 (一般消費者、消費生活センター、都道府県、消費者庁、旅行業者等) 2. 事務局が調査 3. 専門委員会で協議 4. 理事会で審議・措置内容決定



措置内容〈名宛人〉
口頭注意 〈営業担当役員宛〉 文書注意 〈営業担当役員の最上位者宛〉 警告（警告・嚴重警告） 〈代表者宛〉 違約金 除名

非会員
消費者庁、都道府県
◎ 消費者庁又は都道府県は、景品表示法に違反した事業者に対し、指導や措置命令を行います。



措置内容
指導
措置命令（景品表示法第7条）
※措置命令は、社名が公表され、企業イメージ低下につながる。 措置命令の概要〈不当表示の場合〉 1. 一般消費者に対し、当該表示が、実際のものよりも著しく優良又は有利であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を公示すること。 2. 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。 3. 今後、同様の表示を行わないこと。

「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置」について（概要）

消費者庁指針（抜粋・要約）

事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針		措置の具体例
1 景品表示法の考え方の周知・啓発	不当表示等の防止のため、関係役員・従業員等に景品表示法の考え方を周知・啓発すること。	・ 朝礼、終礼で景表法の考え方を周知する。 ・ 社外講習会等に参加させる。 ・ 社内の教育・研修・勉強会等を定期的に行う。
2 法令遵守の方針等の明確化	不当表示等の防止のため、法令遵守の方針や手順等を明確化すること。	・ 法令遵守の方針等を社内規程、行動規定等として定める。 ・ パンフレットやウェブサイト等の広報資料等に法令遵守に係る方針を記載する。 ・ マニュアルを作成する。 ・ 不当表示等が発生した場合の連絡体制、関係行政機関への報告手順を規定する。
3 表示等に関する情報の確認	(1) 違法とならない景品類の提供の方法等を確認すること。 (2) 商品又は役務の長所や要点を積極的に表示する場合は、その根拠となる情報を確認すること。	・ 景品表示法の各種運用基準や不当表示等事案の先例等を参照し表示等を検証する。 ・ 表示の根拠を確認して最終的な表示を検証する。 ・ 他の法令との整合性を確認する。 ・ 景品類の価額の最高額、総額、種類、提供の方法等を確認する。
4 表示等に関する情報の共有	前記3のとおり確認した情報を各組織部門間で共有し確認できるようにすること。	・ 社内イントラに情報を閲覧できるようにする。 ・ 担当部門が速やかに表示等担当部門に当該情報を伝達する。 ・ 表示物のチェックを申請・承認システムで行う。
5 表示等を管理するための担当者等を定めること	表示等に関する事項を適正に管理するため、担当者又は担当部門をあらかじめ定めること。	・ 担当者又は担当部門を指定して表示等の内容を確認する。 ・ 各部門長を表示等管理担当者とする。 ・ 社内資格制度を設けて表示等管理担当者の要件とする。
6 表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を採ること	前記3のとおり確認した情報を合理的な期間、事後的に確認するために資料の保管等必要な措置を採ること。	・ 表示等の根拠となる情報を記録し保存しておく。 ・ 製造業者に問合せできる体制を構築しておく。
7 不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応	景品表示法違反又はそのおそれがある事案が発生した場合に対処するための措置を講じること。	・ 事実関係を迅速かつ正確に確認する。 ・ 情報入手者からコンプライアンス部門に速やかに連絡する体制を整備する。 ・ 速やかに違反を是正する。 ・ 消費者に対する誤認を取り除くために必要な場合は一般消費者に周知及び回収を行う。 ・ 再発防止のため教育等を行う。

(参考)

「課徴金制度を導入した改正景品表示法」について(2016年4月1日施行)

1	対 象 表 示	優良誤認表示と有利誤認表示 (「不実証広告規制」については、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合は、当該表示を不当表示と推定する。)
2	課徴金算定基準	不当表示の対象となる商品又は役務の 売上額の100分の3
3	対 象 期 間	課徴金対象行為を行った期間(課徴金対象行為をやめた日から6か月を経過する日(同日前に、違反行為者が是正措置を採ったときは、その日)までの間に違反行為者が課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間を加えた期間。当該期間が3年を超えときは、当該期間の末日から遡って3年間。)
4	主 観 的 要 素	違反行為者が、違反行為であることを知らないことにつき 相当の注意 を怠った者でないと認められるときは、課徴金賦課の対象から除外する。
5	規 模 基 準	「2」で算定した金額が150万円未満の場合には課徴金の納付を命ずることができない。(個々の商品又は役務で5,000万円以上の売上げのあるものが課徴金の対象となる。)
6	課徴金の減額	違反行為を 自主申告 した者に対して、 課徴金額の2分の1を減額 する。なお、減額の結果、課徴金額が150万円未満となっても、課徴金は賦課される。
7	賦 課 手 続	措置命令の事前手続きと同様に違反行為を行った事業者に対する手続保障として弁明の機会を付与する。
8	除 斥 期 間	違反行為がなくなった日から5年を経過したときは、課徴金の納付を命じることができない。
9	被 害 回 復	違反行為者が、 ① 返金額等を個別に特定できる返金対象者に対する返金措置の実施に関する計画を作成して認定を受け、 ② この計画に沿って返金を実施し、 ③ 返金措置の実施期間経過後1週間以内に報告をしたときは、返金相当額を課徴金額から減額し、返金相当額が課徴金額以上の場合には、課徴金の納付を命じない。

課徴金の納付命令を受けない想定例

(違反行為者が、違反行為であることを知らないことにつき、相当の注意を怠った者でないと認められるとき)

- 旅行業者が、
 - ① 募集型企画旅行(パッケージ)を、自ら運営する複数の店舗において一般消費者に提供するに当たり、
 - ② 当該旅行について、店舗に設置したパンフレットにおいて、「豪華 松阪牛のすき焼きを食す旅」等と記載することにより、あたかも、当該旅行の行程中に提供される料理(すき焼き)が松阪牛を使用したものであるかのように示す表示をしていた。
- 実際には、松阪牛ではない外国産の牛肉を使用したすき焼きが提供されていた。
- 当該事案において、旅行業者が、
 - ・ 上記表示をする際に、当該旅行の行程における宿泊先であるホテルで提供されるすき焼きの食材について、ホテル運営事業者との間で当該旅行の宿泊客に対して松阪牛を使用したすき焼きを提供することを合意し、当該ホテル運営事業者を通じて松阪牛を納入する事業者から松阪牛の納入に関する証明書の提出を受けて確認していたところ、
 - ・ 当該ホテル運営事業者の従業員からの申告を契機として、実際には、当該ホテル運営事業者の独断ですき焼きに松阪牛以外の外国産の牛肉を使用したすき焼きが提供されていたことが明らかとなり、速やかに当該表示に係る課徴金対象行為をやめた場合

表示規約の部 目 次

1. 「表示」とは	9
2. 表示規約の構成	10
3. 説明書面・募集広告の必要表示事項	11
4. 募集広告に該当しない特定の募集型企画旅行に関する広告等について	35
5. 特定事項・特定用語・比較広告・ホームステイツアー・モニター旅行・ 二重価格表示・おとり広告など	38
6. 不当表示の禁止	47
7. 強調表示と打消し表示	50
8. 違反事例集	53
理解度チェックのための“Q” [表示]	64

1. 「表示」とは（表示規約第4条第5号）

「表示」とは、顧客を誘引し又は顧客に説明するために、事業者が募集型企画旅行の内容、取引条件等に関する事項について、パンフレット、新聞、雑誌、旅行情報誌、チラシ、ポスター、説明書面、テレビ、ラジオ、ビデオテープ、インターネット、ダイレクトメール、口頭の媒体を用いて行う広告その他の表示をいう。



表示 > 広告

2. 表示規約の構成（表示規約は、規約・施行規則・運用基準で構成されている。）

〔規約の内容〕

第1章 総則	1条	目 的	設定の趣旨（不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的選択及び事業者間の公正な競争の確保）
	2条	適 用	適用範囲（日本国内において募集する募集型企画旅行に関して行う邦文の広告その他の表示）
	3条	表示の基本	募集型企画旅行は、目に見えない商品で、消費者にとっては広告その他の表示を通してしか事前に内容を知ることができないものであるため、事業者が募集型企画旅行についての表示をするに当たっては、可能な限り詳細かつ正確な情報を提供することに努め、いやしくも虚偽の若しくは誇大な表示をすること又は一般消費者の募集型企画旅行の選択に当たって重要な要素となる情報の不表示により、一般消費者に誤った期待を抱かせることがないよう、厳に戒めなければならない。
	4条	用語の定義	使用される用語の定義（事業者、募集型企画旅行、表示、説明書面、募集広告、告知広告、オプションルツアー、協議会マーク、ロゴマーク等）
第2章 表示基準	5条	説明書面の必要表示事項	11頁参照
	6条	募集広告の必要表示事項	11頁参照
	7条	特定事項の表示基準	写真・イラストの使用基準・旅行目的地の気候・気温等の表示基準・オプションルツアー・付帯サービス・割引価格・温泉の表示基準
	8条	特定用語の使用基準	「最高級」・「当社だけ」等優位性、最上級等を意味する用語、「安全」・「安心」等安全を意味する用語、「確約」等の使用基準
	9条	比較広告の表示基準	自社の募集型企画旅行を、旅行の内容・取引条件等について他の事業者の特定の募集型企画旅行と比較して表示するときの表示基準
特殊旅行の表示基準 第3章	10条	ホームステイツアー	ホームステイツアーについて表示する場合の表示基準
	11条	モニター旅行	モニター旅行の表示要件（依頼事項、報告書の形式、枚数、提出時期、報酬と旅行代金の区分表示）
第4章 表示の禁止等	12条	不当な二重価格表示の禁止	募集型企画旅行の旅行代金について、一般価格、通常販売価格等と比較した二重価格表示の禁止。値下げ表示の表示方
	13条	おとり広告	実際に実施できない旅行や実施の対象となり得ない旅行の表示の禁止等
	14条	不当表示の禁止	実際のものよりも取引の内容について著しく優良である又は取引の条件について著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示などの禁止
第5章 公正取引協議会	15条	公正取引協議会の事業	規約の周知徹底、相談、指導、苦情処理、違反事実の調査等
	16条	違反に対する調査	違反事実に対する調査の手続
	17条	違反に対する措置	違反行為に対する措置の内容
	18条	違反に対する決定	措置の決定をする場合の手続
	19条	規 則 の 制 定	施行規則・運用基準を定めることができる旨及びその手続

※5条～11条についての不表示、あるいは誤表示により一般消費者が誤認した場合は不当表示に該当する可能性が高い。

3. 説明書面・募集広告の必要表示事項

(1) 必要表示事項

No.	頁	必要表示事項	説明書面 (規約第5条)	募集広告 (規約第6条)
1	13	企画旅行業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号	◎	○
2	14	企画旅行業者以外の事業者が企画旅行業者を代理して契約を締結しようとする場合にあっては、その旨並びに当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに登録番号	◎	—
3	14	企画旅行業者の代理業者又は受託旅行業者が募集広告を行う場合は、その者の名称及び住所並びに登録番号	—	○
4	14	当該募集型企画旅行の申込先及び問合せ先の電話番号	○	○
5	14	当該契約に係る旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地並びに旅行業務取扱管理者の氏名	◎	—
6	15	旅行の目的地及び出発日その他の日程に関する事項	◎	○
7	18	旅行者が次号で定める旅行代金によって提供を受けることができる運送、宿泊又は食事のサービスの内容に関する事項	◎	○
8	23	旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項	◎	○
9	29	旅程管理業務を行う者の同行の有無	○	○
10	30	旅行代金に含まれていない旅行に関する経費であって、旅行者が通常必要とするもの	◎	○
11	31	申込先	—	○
12	31	契約の申込方法及び契約の成立に関する事項	◎	—
13	31	契約の変更及び解除に関する事項	◎	—
14	32	責任及び免責に関する事項	◎	—
15	32	旅行中の損害の補償等に関する事項	◎	—
16	32	最少催行人員に関する事項	◎	○
17	33	参加資格に関する事項	◎	—
18	33	安全及び衛生に関する事項	◎	—
19	33	個人情報保護に関する事項	○	—
20	33	旅行条件の基準期日	○	—
21	33	取引条件の説明を行い、併せて説明書面を交付する旨	—	○
22	34	協議会マーク又はロゴマーク	※1 ○	—

※1 旅行業公正取引協議会会員のみ使用可

※2 ◎印のある項目は、「旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則（契約規則）第5条」の（書面の記載事項）と重複

(2) 募集広告と説明書面の関係



- ① 募集広告の必要表示事項となっていない記載項目を募集広告に表示する場合は、当該項目を説明書面に表示する場合の規定に従って表示する。
- ② 説明書面と募集広告を兼ね合わせて一つにした広告（パンフレット等）を作成するときは、説明書面の必要表示事項を全て表示する。
- ③ ②にあって説明書面の必要表示事項の全部又は一部が別刷りとなっている場合は、その書面又は冊子と組合わせて説明書面とする。
 - 説明書面の必要表示事項でよく表示漏れになるのは
 - 10 旅行代金に含まれていない旅行に関する経費であって、旅行者が通常必要とするもの
 - 13 契約の変更及び解除に関する事項
 - 14 責任及び免責に関する事項
 - 15 旅行中の損害の補償等に関する事項
 - 20 旅行条件の基準期日

(3) 必要表示事項及び表示方法の要約

(注) 必要表示事項ごとに、規約・施行規則・運用基準の該当条文番号及びポイントを付記してある。(説明書面、募集広告の区別のないものは共通のポイント)

説明書面：規約第5条			募集広告：規約第6条		
規約	施行規則	運用基準	規約	施行規則	運用基準
			第1項		
			インターネットによって申込受付を行う場合は、画面上の募集広告に続いて説明書面を経由して申込フォームになるように構成されていなければならない。 表示例 取引条件説明書面(重要事項) >> ※お客様にお選びいただいた旅行の取引条件の重要事項です。お客様が締結しようとする募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)の内容は、本ページに記載された内容と「取引条件説明書面(共通事項)」に記載された内容によります。 取引条件説明書面(共通事項) >> ※取引条件のその他項目は、こちらをクリックし、表示されたページを保存してください。 この旅行にお申込みの場合は、以下にチェックのうえ、下の「この旅行に申し込みます」のボタンをクリックしてください。 取引条件説明書面の交付方法について ☐ 電磁的方法で交付することを承諾する。 ☐ 郵送による交付を希望する。 取引条件説明書面の記載事項の保存の確認 ☐ 取引条件説明書面(重要事項)(このページ)を保存しました。 ☐ 取引条件説明書面(共通事項)を表示し保存しました。 個人データの第三者提供についての同意 ☐ 旅行手配のために必要な範囲内での運送・宿泊機関、保険会社等への個人データの提供について同意する。 この旅行に申し込みます		

1 企画旅行業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号					
規約	施行規則	運用基準	規約	施行規則	運用基準
1号	第1条の2 1号～3号	2-(1)～(2)	1号	第18条	—
イベント旅行(旅行業者とイベントの主催者が共同で実施する旅行)の表示方法 イベント企画 : ○○○企画(株) 旅行企画・実施 : △△△トラベル(株)					

説明書面：規約第5条

募集広告：規約第6条

2 企画旅行者以外の事業者が企画旅行者を代理して契約を締結する場合にあっては、その旨並びに当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

規 約	施行規則	運用基準	
2号	第2条1号～3号	2－(3)～(4)	
①旅行者代理業者の氏名又は名称は、所属旅行者の氏名又は名称より小さくし、かつ強調した表示をしてはならない。 ②受託旅行者の氏名又は名称は、企画旅行者の氏名又は名称より大きく、あるいは強調した表示をしてはならない。			

3 企画旅行者の代理業者又は受託旅行者が募集広告を行う場合は、その者の名称及び住所並びに登録番号

規 約	施行規則	運用基準	
2号	第19条	3－(1)	
①旅行者代理業者の氏名又は名称は、所属旅行者の氏名又は名称より小さくし、かつ強調した表示をしてはならない。 ②受託旅行者の氏名又は名称は、企画旅行者の氏名又は名称より大きく、あるいは強調した表示をしてはならない。			

〔企画旅行者〕 〔受託旅行者〕 〔旅行者代理業者〕

〇〇観光(株) ≧ △△サービス(株) > □□ツーリスト(株)

4 当該募集型企画旅行の申込先及び問合せ先の電話番号

規 約	施行規則	運用基準	規 約	施行規則	運用基準
3号	—	—	3号	—	—
直販の場合は受託販売についての記載は必要ない。また、受託販売の場合は旅行企画・実施業者の電話番号は不要である。					

5 当該契約に係る旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地並びに旅行業務取扱管理者の氏名

規 約	施行規則	運用基準	
4号	第3条1号～3号	2－(5)	

説明書面：規約第5条

募集広告：規約第6条

6 旅行の目的地及び出発日その他の日程に関する事項

規 約	施行規則	運用基準	規 約	施行規則	運用基準
5号	第4条1号～8号	2－(6)～(12)	4号	第20条1号～3号	3－(2)
①旅行の主たる目的地は、ツアータイトルの中に表示するほか、日程表の中で具体的に表示すること。ただし、ツアータイトル中にその旅行のテーマ、その他旅行の内容の特色を表示することにより、主たる目的地が明確になる場合は省略することができる。 表示例：「阿波おどり・よさこい祭り3日間」			①旅行の目的地及び出発日その他の日程に関する事項については左記のルールを準用する。ただし、主要な目的地以外の目的地、運送機関及び徒歩観光の発着時刻、観光地・観光施設についての表示は省略することができる。		
※なお、ミステリーツアーのツアータイトル等には、目的地に関する事項（国名、地域名、都市名等）を表示してはならない。ただし、目的地が海外の場合は、ヨーロッパ、アジア等の地域名を表示することができる。					
②出発日は原則として年月日で表示すること。ただし特定の曜日を出发日とする場合は「毎週月曜日出発」、「毎月第1週及び第3週の火曜日出発」等の例により、出发日を曜日で表示することができる。					
③当該旅行の出发地、帰着地を表示すること。					
④旅行開始日から終了日までの日数を表示すること。					
※旅行開始日、及び、旅行終了日とは、企画旅行業者が定めた集合時間あるいは解散時間がある場合はその時刻が属する日をいい、これらの集合時間等がない場合は、利用運送機関の発時刻あるいは着時刻が属する日をいう。また、宿泊単品の場合は、宿泊施設への入場時刻あるいは退場時刻が属する日をいう。					

⑤日程中のすべての宿泊地名（都市又は観光地等の具体的地名）を表示すること。

ただし、機中泊、車中泊、船中泊等となる場合は、その旨を表示すること。

宿泊地は、旅行日程の中でも最も重要な要素の一つであり、宿泊する全ての都市又は観光地等の具体的地名を旅行者が日程表を見て分かるように表示する必要がある。なお、機中泊、車中泊、船中泊の場合はその旨を明確に表示する。

ただし、当該都市に**特有の事情**で宿泊サービスの手配が困難となる可能性がある場合に限っては、「A市又はB市」のように複数の都市を列記することができるが、「〇〇市又は近郊」、「〇〇市又は代替都市」というようないわゆる**近郊表示**は認められない。

当該都市に**特有の事情**により、当該都市以外の都市又は観光地、地域での宿泊が想定される場合、当該都市以外の宿泊地は、旅行の主たる目的や日程を損なわない範囲の都市又は観光地、地域とし、「A市又はB市」のように表示するときは、都市相互間の距離、利用運送機関の種類と所要時間を併せて表示する必要がある。

宿泊地は、都市又は観光地等の具体的地名を表示する。当該都市に**特有の事情**で、宿泊サービスの手配が困難になる可能性がある場合限り「〇〇市又は近郊の都市」と表示できる。

なお、「**特有の事情**」とは、以下のような場合で、一般消費者に明確に説明できる事情をいう。

ア 当該都市又は当該都市を含む観光地若しくは地域でオリンピックや大型の博覧会、スポーツ大会、コンベンション・見本市、祭り、花火大会等の大きなイベントが開催される場合

イ 当該都市又は当該都市を含む観光地若しくは地域が世界遺産に登録されている都市等で中心市街地の開発が制限されている場合

ウ その他、ア、イに準ずる理由により、当該都市の宿泊施設を確保することが著しく困難である場合であって、かつ、代替宿泊地が、利用する空港に近接している等、旅行日程上の利便性を高める都市である場合

〔特有の事情の例〕

ア 特有の事情 長岡花火大会開催都市
宿 泊 地 長岡市泊又は新潟市泊
付 記 事 項 長岡市から新潟市までは、〇〇km、バスで〇〇分の距離となります。

イ 特有の事情 世界遺産指定都市
宿 泊 地 フィレンツェ泊又はカレンツェ泊
付 記 事 項 フィレンツェからカレンツェまでは、〇〇km、バスで〇〇分の距離となります。

ウ 特有の事情 ア、イに準ずる理由
宿 泊 地 アムステルダム泊又はスキポール泊（空港に近接している都市）
付 記 事 項 アムステルダムからスキポールまでは、〇〇km、バスで〇〇分の距離となります。

説明書面：規約第5条	募集広告：規約第6条
⑥運送機関及び徒歩観光については、出発及び到着の予定時刻を表示すること。予定時刻を明確に表示できない場合は「7:00～9:00」のように時間帯で表示するか、「早朝」、「午後」等と時間区分を表示し、併せて「早朝：4:00～7:00」、「午後：12:00～18:00」と表示しても構わない。 ⑦時間帯のいずれか又は両方の時間に「頃」をつけた表示や、「午前又は午後」のように複数の時間区分にまたがる表示はできない。ただし、「10:00～14:00」のように時間帯の時刻を特定して表示することはできる。 ⑧1日目の出発時刻及び最終日の帰着時刻は必ず表示しなければならない。 ⑨次の場合は「頃」、「予定」と表示ができる。 （「8:00頃」、「18:00予定」） ・1日目の宿泊施設到着時刻及び最終日の宿泊施設出発時刻 ・バス旅行のバス到着時刻 ・中間日の発着時刻 ⑩2日目・3日目等の中間日に関しては表示することが望ましいが、発着時刻が極端な時刻（早朝とか深夜）にならない限り省略できる。 ⑪航空機利用の場合で最終日の出発空港の出発時刻は表示しているが、帰着空港への到着時刻を表示していないもの、また、出発空港の出発時刻と帰着空港までの所要時間を表示し、帰着空港への到着時刻を表示していないものは認められない。	⑥省略可 ⑦省略可 ⑧省略可 ⑨省略可 ⑩省略可 ⑪省略可
⑫「自由行動」の表示は、海外旅行で2時間、国内旅行で1時間以上継続してある場合に表示できる。ただし、自由行動としてその時間を併記した場合は、これより短時間でも表示できる。 表示例 ●午前（午後）：自由行動 ●出発まで 自由行動 ●自由行動（10:00～11:30）	

説明書面：規約第5条

募集広告：規約第6条

⑬観光地・観光施設については、その名称に「入場」、「下車」、「車窓」などの方法を明確に表示すること。それらを表示していない場合、すべて「入場」する施設と見なされる。また、季節、天候その他の現地事情によって変更が予測される場合は、その内容を具体的に表示すること。〔事例①参照〕

事例① 「入場」、「下車」、「車窓」観光等の表示例

1
日
目

羽田空港 9:00～10:00 発

空路、札幌へ。

新千歳空港 10:30～11:30 着

◎ 旭山動物園
△ 旧道庁・大通公園・時計台
○ 大倉山ジャンプ台

夕食は「札幌ビール園」

札幌泊

朝： 昼： 夕：

◎ 入場観光 ○ 下車観光 △ 車窓観光

⑬観光地・観光施設については省略できる。ただし、その観光地・観光施設がツアーの主要な目的である場合は省略できない。

7 旅行者が旅行代金によって提供を受けることができる運送、宿泊又は食事のサービスの内容に関する事項

規 約	施行規則	運用基準	規 約	施行規則	運用基準
6号	第5条1号～3号	2-(13)～(28)	5号	第21条1号～4号	3-(3)～(4)
①利用予定航空会社・鉄道・船舶について、主要な区間（運用基準2-(16)参照）はその名称を表示すること。複数列記も可能である。名称の表示に当たっては、「A航空、B航空他」、「日系又はヨーロッパ系航空会社」等の利用航空会社の範囲が不明確な表示をしてはならない。			①利用予定航空会社・鉄道・船舶について、「航空機」といった種類だけの表示をすることができる。		

②主要な区間がコードシェア便（共同運航便）の場合は、その旨及び実運航する航空会社名を表示すること（運用基準2-(18)参照）。また、ツアータイトルに使用できる会社名は実運航の会社名に限られる。（運用基準2-(19)ア参照）

表示例

JL 5001/5000（行先：ハノイ）〈実運航 VN 311/300〉
VN（ベトナム航空）とのコードシェア便です。VNの機材で運航し、VNの乗務員が乗務し、VNの機内サービス（機内販売を含む）を提供します。
JL（日本航空）の客室乗務員は乗務いたしません。

※「実運航」とは、当該便名の航空会社が自社の機材、乗務員、機内サービス等を実際に提供して運航することをいう。

説明書面：規約第5条	募集広告：規約第6条
-------------------	-------------------

③航空機で乗継ぎ・経由地がある場合はその旨明示する。「直行便又は経由便」、「直行便又は乗継便」の表示はできない。 海外旅行において、ツアータイトル中に直行便を利用する旨を表示する場合、次の基準による。(事務局長通知 平成29年5月19日) ア ツアータイトルに表示した目的地(地域、国、都市または観光地等)内の空港を利用する便であること。 イ ツアータイトルに表示した目的地(地域、国、都市または観光地等)外の空港を利用する便であっても、目的地に最も近い空港等の場合は、「直行便利用」等と表示できるが、この場合、搭乗する区間を「直行便利用」等の表示に近接して表示し、併せて目的地外の空港と当該目的地間の距離、利用運送機関の種類及び所要時間を表示すること。 前記における「ツアータイトル」には、募集型企画旅行の名称に近接して表示した事項や、旅行者が当該募集型企画旅行を選択する上で重要な要素として表示した事項を含むものとする。	③利用する運送機関の客室の等級及び設備の表示並びに航空機の乗継ぎ・経由地に関する表示は省略できる。
---	--

☆一つの都市に複数の空港がある場合の表示方法

募集広告 説明書面	航空会社の規程で、同一都市に複数の空港がありながら一都市として扱っている場合（都市コードが同一の場合）は、 「大阪発」（「伊丹空港発」又は「関西空港発」） 「名古屋発」（「小牧空港発」又は「中部空港発」）等の表示ができる。 現在、考えられるのは、東京（羽田・成田）、名古屋（小牧・中部）、大阪（伊丹・関西・神戸）。
確定書面	どのような場合でも、一つに特定しなければならない。 「伊丹空港発」 「関西空港発」等

説明書面：規約第5条

募集広告：規約第6条

④宿泊地毎に宿泊施設の種類又は名称を表示すること。その種類が旅館又はホテルの場合は名称を表示すること。

複数列記も可。(運用基準2-(20)～(22))
表示例：「〇〇ホテル又は△△ホテル」は可
「〇〇ホテル又は同等クラス」は不可

「〇〇ホテル又は同等クラス」、「〇〇ホテル等」の表示は可。但し、「〇〇ホテル他」は不可(運用基準3-(3)参照)〔事例②-2参照〕

※宿泊施設が「新館・旧館」、「本館・別館」、「離れ」等であることにより、それぞれの施設の設備、景観等に顕著な相違があり、その特色をなしている場合は、「〇〇ホテル××タワー」、「△△旅館新館」等を一つの宿泊施設の名称として表示する。

表示例

- ・宿泊は奈良ホテル(新館)洋室ツイン
- ・宿泊は圓山大飯店(本館)洋室ツイン

※使用した写真と異ならないよう注意

※ホテルのクラス

ホテルをクラスで表示する場合は、クラスの選定基準を明示した上で、それぞれのクラスに該当する利用予定ホテル名を明示する必要がある。〔事例②-1参照〕

事例②-1 「ホテルのクラス」表示

利用ホテル	アンカレッジ	ウエストマーク・アンカレッジ 又はAクラス※
	フェアバンクス	ウエストマーク・フェアバンクス 又はAクラス※

ホテルクラス表 当社では各国が発行するホテル資料、お客様及び添乗員のアンケートを参考に、各都市のホテルを調査して、独自のクラス区分を作成。その区分を基準にして、それぞれのコースにふさわしいホテルを選定しています。コース選びの目安としてご利用ください。

アメリカ

アンカレッジ	Aクラス (※)	●ウエストマークアンカレッジホテル●ホテル・キャプテンクック●ヒルトンアンカレッジ●シェラトンアンカレッジ●アンカレージマリ奥特ダウンタウン●ミレニアムアラスカホテル●エンバシースイートアンカレッジ●ヒルトンガーデンイン
フェアバンクス	Aクラス (※)	●ウエストマークフェアバンクスホテル●スプリングヒルスイートバイマリ奥特●ウェッジリゾート&ベアローツ●バイクスウオーターフロントロッジ●ソフィーステーション●フェアバンクスプリンセスリバーサイドロッジ●アルパインロッジ●リバーズエッジリゾート

事例②-2 「又は同等クラス」表示

行程	
1	中部発(9:25)→ソウル→モスクワ着(17:30~17:50)(泊) 空路、大韓航空ソウル乗継便にて、モスクワへ。着後、ホテルへ。 ★早めのホテル入り!
2	モスクワ(泊) [昼] 世界遺産 モスクワ観光(○赤の広場、イワン雷帝によって建てられた○聖ワシリイ寺院、○グム百貨店、○クレムリンの武器庫、チャイコフスキーが「白鳥の湖」の構想を練ったノヴォデヴィチ修道院の美しい池周辺のお散歩、モスクワを一望する○雀が丘など)。
3	モスクワまたはサンクトペテルブルク(泊) [午前] 一路、国内線(現地事情により新幹線となる場合もあります)にて、サンクトペテルブルクへ。 [午後] 着後、世界遺産 サンクトペテルブルク観光(○皇帝アレクサンドル2世が暗殺された地・血の上の教会、○聖イサク寺院、○デカブリスト広場にあるピョートル大帝の騎馬像・青銅の騎士像など)。
4	サンクトペテルブルク(泊) [午前] ロシアバロック様式の贅を尽くした世界遺産 ○エカテリーナ宮殿見学へ。琥珀芸術の最高峰「琥珀の間」にもご案内いたします。 [午後] 昼食後、ピョートル大帝夏の離宮の素晴らしい噴水の庭園の見学へ。
5	サンクトペテルブルク発(23:50)→(機内泊) [昼] 世界三大美術館の一つ、世界遺産 ○エルミタージュ美術館観光。見ごたえ満点の美術館だから、たっぷり6時間滞在!(ガイドのご案内後、自由見学時間もございます)。ご昼食は、各自館内のカフェにてお召し上がりください。サンクトペテルブルクの目抜き通り、ネフスキー通りでの散策もお楽しみください! 夕食にご案内後、空路、大韓航空ソウル乗継便にて帰国の途へ。
6	ソウル→中部着(20:50) 通関手続き後、解散となります。 ※発着時刻は航空会社発表スケジュールです。予告なく変更になる場合があります。

TD 同行 食朝4、昼3、夕4付 宿15名 大韓航空指定
※エコノミークラス利用 宿泊 イリスコンダス(スーパーアクラス/モスクワ)、ホリディ・イン・サンクトペテルブルク(スーパーアクラス/サンクトペテルブルク)または各都市同等クラス 40,000円 相部屋可

説明書面：規約第5条	募集広告：規約第6条
⑤客室の種類・設備・景観・利用人数等についてそれぞれ明確に表示すること。 (運用基準2－(23)～(26) 参照) - 国内旅行にあつては、和室・洋室・和洋室の別を表示すること。なお、「和室又は洋室」、「洋室又は和室」と表示することはできない。 - 国内、海外を問わず、洋室については少なくともシングル、ダブル、ツイン、トリプルの別を表示すること。 ※部屋の広さを表わすのに、ベランダを含む場合は、必ず「ベランダを含む。」と表示すること。	⑤客室の諸条件についての表示は省略できる。
※客室からの景観に関する表示〈運用基準2(25)〉〔事例③参照〕 (ア) オーシャンフロント 海辺に位置し、正面に海を眺めることができる場合をいう。 (イ) オーシャンビュー 海が客室の窓側(ベランダは含まない。)から視界のかなりの部分を占めている場合をいう。 (ウ) パーシャルオーシャンビュー 客室の窓側から海の一部が見える場合又は、客室の窓側から海が見えないがベランダから海が見える場合をいう。 なお、ベランダから身を乗り出したりしないと海が見えない又は障害物(建物、木々等)の間から海が少ししか見えないような場合は「パーシャルオーシャンビュー」と表示することができない。 上記(ア)から(ウ)までのうち、(ア)及び(イ)については、表示基準の内容を同一視野に明瞭に表示し、(ウ)については、海が少ししか見えない又はベランダからしか海が見えない旨を同一視野に明瞭に表示すること。 ■客室の窓側から海の一部が見える場合 ＝表示例1＝ 【パーシャルオーシャンビュールーム】 ※客室の窓側から海の一部しか見えないお部屋 ■客室の窓側からは海が見えないが、ベランダ(ラナイ・バルコニー)から海が見える場合 ＝表示例2＝ 【パーシャルオーシャンビュールーム】 ※客室の窓側からは海が見えませんが、ベランダ(ラナイ・バルコニー)から海が見えるお部屋 ※ベランダ(ラナイ・バルコニー)からしか海が見えないお部屋	
事例③ 客室からの景観についての表示例 お部屋タイプの眺望について ●オーシャンフロント・・・海辺に位置し、正面に海を眺めることができるお部屋。 ●オーシャンビュー・・・お部屋(バルコニーを除く)から見える海が視界のかなりの部分を占めている部屋。 ●パーシャルオーシャンビュー・・・お部屋の中からは海が見えませんがバルコニーから海が見えます。 ※ホテル側のカテゴリーや呼称のいかんにかかわらず、実際に見える景観に見合った表示をすること。	

説明書面：規約第5条	募集広告：規約第6条
・ 相部屋の有無とその条件、1名で1室利用の場合の条件等を表示すること。 ⑥食事は、朝食・昼食・夕食の別にそれぞれの回数を明示する。ただし、日程表の中に食事欄を設けて、その中で朝食、昼食、夕食の有無をマーク等で明確に表示しているときは、回数の表示を省略することができる。機内食は食事回数に入れず、別途表示すること。(施行規則第5条3号ア、イ参照) ⑦名物料理等の特別な料理を賞味することを主たる目的とする旅行にあっては、提供される料理を具体的に表示すること。 表示例：北海道の味覚の旅 ・ 北海道の味覚 カニづくし料理をご賞味いただきます。 (カニサラダ、ゆでガニ、焼きガニ、甲羅揚げ、カニ飯、カニ味噌汁、デザート) ・ 夕食は老舗〇〇屋で名物の△△料理をご賞味いただきます。 ⑧国内旅行で部屋食の場合はその旨を表示すること。	・ 1人参加で「相部屋不可」の場合はその旨を明瞭に表示すること。

8 旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項

規 約	施行規則	運用基準	規 約	施行規則	運用基準
7号	第6条1号～2号	2-(29)～(37)	6号	第22条1号～2号	

①対価は「旅行代金」と表示すること。また、コースごとに明瞭に表示すること。

②旅行代金に燃油サーチャージを含める場合は、旅行代金に燃油サーチャージが含まれていることを、各旅行商品の旅行代金に係る**最も大きい文字の表示**（「最低旅行代金～最高旅行代金」の表示をする場合はその表示）に**近接して明瞭に表示**すること。

なお、標準旅行業約款第14条（旅行代金の額の変更）の規定による場合を除き、契約成立後に燃油サーチャージが増額されても旅行者から増額分を徴収しない旨及び燃油サーチャージが減額されても旅行者に対し減額分の払戻しをしない旨を表示すること。〔事例④参照〕

②燃油サーチャージを旅行代金に含める場合の契約成立後に燃油サーチャージが増額されても旅行者から増額分を徴収しない旨及び減額されても払戻しをしない旨の表示は省略できる。

事例④ 「燃油」を含む場合

③旅行条件により旅行代金異なる場合は、それぞれの旅行条件ごとの旅行代金を表示すること。

④最低の旅行代金を表示するときは、併せて最高の旅行代金を**同じ方法**（施行規則第6条1号才参照）で表示すること。

ただし、旅行条件ごとの全ての旅行代金を表示した上で、旅行条件を限定して明示した場合は、その旅行条件の中での最低と最高の旅行代金を表示することができる。〔事例⑥参照〕

③旅行条件により、旅行代金異なるコースの場合における最低と最高の旅行代金以外の旅行代金の表示は省略できる。

④旅行条件ごとの全ての旅行代金を表示してある場合、あるいは、全ての旅行代金の中の最低と最高の旅行代金を表示してある場合は、同じ広告の中に、旅行条件を設定して明示すれば、その旅行条件の中での最低と最高の旅行代金を重ねて表示することができる。
最低の旅行代金だけの強調表示はできない。

※上記④のケースでは、旅行開始日を旅行条件とすることはできない。例えば「9月1、2、3日出発」や「日～木出発」とか「特定日」を除くといった表示はできない。

事例⑤ 「旅行代金」表示

感動のトルコ周遊とエーゲ海クルーズ9日間
おひとり様(内側船室利用プラン/2名様1室利用)
179,800円~249,800円

※燃油サーチャージ(目安:29,900円/12年4月27日現在)、また日本の空港施設使用料等および現地空港諸税が別途必要となります。※港湾税および船内チップは旅行代金に含まれております。

出発日/旅行代金 (2名様1室)	内側船室利用プラン 部屋の広さ約13㎡	海側船室利用プラン 部屋の広さ約13㎡	海側テラス船室利用プラン 部屋の広さ約19㎡ シャワー・トイレ、窓あけバルコニーあり
7月23日	179,800円	199,800円	229,800円
7月29日	199,800円	219,800円	249,800円
8月	209,800円	229,800円	259,800円
8月	229,800円	249,800円	279,800円
8月10日	249,800円	269,800円	299,800円
お1人部屋追加代金	60,000円	80,000円	100,000円

外観
内観

⑤利用する客室の人員数や運送機関の等級・時間帯によって割増代金が必要となる場合は、その旨と金額を旅行代金一覧表に近接して、一般消費者が明瞭に認識できる見やすい大きさで表示すること。(運用基準2-(30) 参照) [事例⑥参照]

事例⑥ 「割増代金」表示

旅行代金(おひとり様(6歳以上)・2~4名様1室・基本コースの場合)

299万円

1名様1室:おひとり様10,000円増し

※国内線旅客取扱施設利用料(往復580円)が別途必要となります。

⑥「均一」、「ポッキリ」、「ズバリ」等の用語を用いて旅行代金を強調する場合は、一人部屋等の別の旅行条件を設定して追加代金が必要となる表示はできない。(運用基準2-(32) 参照) [事例⑦参照]

事例⑦ 「均一」表示

羽田空港集合出発日...2~5名様一室同料金

全日程 催行保証

5月20・21・22・23・24・25・26・27・29・30・31日
(日) (月) (火) (水) (木) (金) (土) (日) (火) (水) (木)

6月1・2・3・4・6・7・9日...**29,980円均一**
(金) (土) (日) (月) (水) (木) (土)

⑦早期割引後の旅行代金を表示する場合は、当該条件を当該旅行代金に近接して、明瞭に表示する。また、早期割引を旅行条件とした場合の最低と最高の旅行代金を表示するときは、当該条件は8ポイント以上で表示すること。

※参考

ポイント見本（原寸大）

旅行業公正取引協議会	7ポイント
旅行業公正取引協議会	8ポイント
旅行業公正取引協議会	9ポイント

（注）1ポイントは約0.3514mm

表示例 ①

世界一周クルーズ（2019年4月1日出発）

- ・旅行代金（大人1名様 スイート2名様1室利用） **430万円～2,600万円**
- ・早期割引適用（2018年10月31日まで） **390万円～2,300万円**

表示例 ②

旅行代金 **20,800円～34,800円**（早期割引適用の場合）

早期割引 出発45日前までの予約購入の場合に適用されます。

バリ

大人1人当たり	出発日A	出発日B	出発日C
2名1室 （早期割引）	29,800 (24,800)	30,800 (25,800)	39,800 (34,800)
3名1室 （早期割引）	27,800 (22,800)	29,800 (24,800)	35,800 (30,800)
4名以上1室 （早期割引）	25,800 (20,800)	27,800 (22,800)	32,800 (27,800)

早期割引後の旅行代金は、条件付きで最低～最高の旅行代金表示ができる。

- i 施行規則第6条(1)オ ただし書きがある旅行条件の下での最低～最高が強調表示できる。
- ii 運用基準2-⑶
早期割引の条件を旅行代金に近接した場所に8ポイント以上で表示する。

- i 施行規則第6条(1)エ
- ii 運用基準2-⑶

施行規則第6条(1)エ

⑧多数のコースを紹介するパンフレットの表紙において旅行代金を表示するときは、次のいずれかの方法により表示することができる。ただし、海外旅行については、燃油サーチャージ、空港諸税等に係る表示を併記すること。（運用基準2－（34）参照）

ア 当該パンフレットにおいて紹介している全てのコースの旅行代金の最低の旅行代金と最高の旅行代金のみを同じ方法で表示すること。

'18 1/6～3/30 発

春の
沖縄

慶良間周遊 4 日

本島周遊 3日・4日

幻の島八重干瀬と宮古島 3日・4日

八重山諸島周遊 4 日

大人お一人様

旅行代金：**58,800円～154,300円**

イ 当該パンフレットにおいて紹介している全てのコースの中から選択した一つのコースの名称とともに当該コースにおける最低の旅行代金と最高の旅行代金のみを同じ方法で表示すること。

'18 1/6～3/30 発

春の
沖縄

慶良間周遊 4 日

本島周遊 3日・4日

幻の島八重干瀬と宮古島 3日・4日

八重山諸島周遊 4 日

本島周遊3日間（大人お一人様）

旅行代金：**58,800円～116,000円**

ウ 当該パンフレットにおいて紹介している全てのコースの中から選択したコースの特定の旅行条件（旅行開始日を除く。）における最低の旅行代金と最高の旅行代金のみを同じ方法で、当該コースの名称及び特定の旅行条件とともに表示すること。

'18 1/6～3/30 発

春の
沖縄

慶良間周遊 4 日

本島周遊 3日・4日

幻の島八重干瀬と宮古島 3日・4日

八重山諸島周遊 4 日

本島周遊3日間 4名様1室利用（大人お一人様）

旅行代金：**58,800円～95,300円**

⑨多数のコースを紹介するホームページのフロントページにおいても、⑧と同様の表示をすることができる。

- ⑩ ツアータイトルに使用した観光施設やスポーツ観戦、コンサート鑑賞等のイベント旅行の入場券は旅行代金に含めて表示すること。〔事例⑧参照〕

事例⑧ 「入場料」等の取扱



- ⑪ TDR、USJを日程に含める場合の旅行代金表示（運用基準2－(35)参照）

TDR、USJ等複数の入場料金が設定されている観光施設の場合、入場料金以外の旅行に要する費用を基本代金とし、別に表示した入場料金表から旅行者が選択した入場料金を加算した額を旅行代金と表示することができる。〔事例⑨参照〕

事例⑨ 「ハウステンボス」の代金表示

旅行代金 = 基本代金 + ハウステンボスチケット代金

ただし、当該商品のパンフレットの表紙に基本代金の最低と最高の金額のみを表示することはできない。入場料金表中のいずれかの入場料を含めた旅行代金を表示すること。

表示例

旅行代金（おとなおひとり）

25,500円～35,500円

基本代金（往復の新幹線＋ホテル1泊分）＋1デーパスポート

⑫ビジネスパックの旅行代金表示（運用基準2－(36)参照）

航空機又は鉄道等の運送サービス及びホテル等の宿泊サービスで構成されている、いわゆるビジネスパックと称するような募集型企画旅行においては、基本プランの対価を基本代金とし、別に表示した航空機又は鉄道等の運送サービス及びホテル等の宿泊サービスの割増代金表（追加代金表）から旅行者が選択した割増代金（追加代金）を加算した額を旅行代金と表示することができる。なお、基本代金は追加代金の加算なしでも実施することのできる金額でなければならない。〔事例⑩参照〕

※基本代金＋追加代金＝旅行代金（追加代金が0円の場合、基本代金＝旅行代金となる。）

事例⑩ 「ビジネスパック」の旅行代金表示

A	基本の旅行代金の確認 ① カレンダーで出発日のアルファベットを確認 ② 基本代金表からアルファベットと1室あたりの利用人数を確認	基本代金 (お一人様) 円 ※ご利用の空港に発地追加代金がある場合は追加してください。
B	ホテル追加代金および各種追加代金の確認 ★基本グループホテルご利用の場合は0円です。	追加代金 (お一人様) 円 ※その他の追加代金もご利用になる場合は追加してください。
C	フライト追加代金の確認 ★基本フライトご利用の場合は0円です。	フライト追加代金 (お一人様)
旅行代金 合計		(お一人様) A + B + C 円

⑬ゴルフツアーの旅行代金表示（施行規則第6条1号ケ参照）

ゴルフツアーの旅行代金表示については、ゴルフプレイに必要な経費のうち、日程に含まれているグリーンフィを旅行代金に含めて表示すること。また、キャディフィ、カート代、ロッカー代、諸経費等のゴルフツアーに必要とされる経費（2人分から4人分まですべて）は、旅行代金に近接して明瞭に表示すること。

⑭記名式等で譲渡が禁止されている入場券を、旅行者による契約解除時に、旅行者による買取りとする特約を締結する場合は、その旨と当該入場券の代金を旅行代金に近接して表示すること。

表示例

2018 ○○○○世界大会

△△△カップ観戦ツアー

6月10日発(6泊8日) **旅行代金 500,000円** (成田発)

〈燃油サーチャージ込〉

(入場券の代金の額 50,000円)

＊この入場券は、旅行契約上、取消料が適用になる以前の取消しであっても、払い戻しできません。お客様のお買い上げとなります。

⑮観光施設の入場料の取扱い（施行規則第6条1号シ参照）

- ア 観光施設について、写真やイラストを掲載し、若しくはツアーの見どころ等を表示する場合、又は日程表の中で文字を濃くすること、若しくは網掛けをすること等により、強調して表示する場合には、当該観光施設の入場料は、旅行代金に含めて表示すること。
- イ 一般消費者に観光施設への入場に期待を抱かせるキャッチコピーを使用した場合や旅行代金を強調表示した場合も同様に、観光施設の入場料は旅行代金に含めて表示すること。
- ウ 日程表中及び写真やイラストの説明に近接して、観光施設に関する説明と同一の文字の大きさ、濃さ等で旅行代金に含まれない旨及び入場料を明瞭に表示した場合は、旅行代金に含まれないことができる。
- エ 写真やイラストの説明に近接して、観光施設に関する説明と同一の文字の大きさ、濃さ等で入場料が旅行代金に含まれない旨及び入場料を明瞭に表示した観光施設については、日程表中において強調表示した場合であっても、日程表中の当該入場料の表示を省略することができる。
- 〔事例①参照〕

事例① 「入場料」を含めない場合

安芸の宮島・世界遺産 萩・津和野・角島・門司港レトロ 2日間

旅行代金(おひとり様<6歳以上>・4名様1室の場合)

299~359万円

国内線旅客取扱施設利用料(往復:580円)が別途必要となります。
1名様1室の場合おひとり様8,000円増し。

厳島神社は別料金300円

9 旅程管理業務を行う者の同行の有無

規 約	施行規則	運用基準	規 約	施行規則	運用基準
8号	第7条1項～3項	2－(38)	7号	第23条	—
①旅程管理業務を行う者が同行する場合はその旨、同行しない場合は対応の仕方を明瞭に表示すること。			①旅程管理業務を行う者が同行するか否かを表示すること。		
②旅行者の人数によって旅程管理業務を行う者の同行の有無が変わる場合は、同行しないことを基本とし、旅行参加者数が一定数以上となったときに同行させる旨を表示すること。					

③旅程管理業務を行う者が区間を限って同行する場合は、その区間を明示すること。

表示例

ア. 添乗員は同行いたしません。現地係員がお世話します。

イ. 添乗員は同行しません。ただし、お客様の参加者数が15名以上のときは、全行程添乗員が同行して旅程管理業務を行います。

ウ. 添乗員は旅行開始日の宮崎空港から旅行終了日の鹿児島空港まで同行します。

10 旅行代金に含まれていない旅行に関する経費であって、旅行者が通常必要とするもの

規 約	施行規則	運用基準	規 約	施行規則	運用基準
9号	第8条	2-(39)~(41)	8号	第24条	3-(5)~(7)

①空港諸税等を別途収受する場合の表示

ア 空港諸税等については、旅行代金とは別途必要となる旨を、各旅行商品の**旅行代金に係る最も大きい文字の表示**（「最低旅行代金～最高旅行代金」の表示をする場合はその表示）に**近接して**、一般消費者が明瞭に認識できる見やすい大きさ（広告スペースが小さい場合であったとしても**8ポイント以上**：25頁参照）で表示すること。

例：「成田空港施設使用料・旅客保安サービス料及び海外空港諸税が別途必要となります。」

イ 空港諸税等の収受方法、収受内容・額、収受する金額の根拠を表示すること。

例：「国内線旅客取扱施設使用料（往復：580円）が別途必要となります。」

イ 省略可

②燃油サーチャージを旅行代金に含めない場合の表示

ア 燃油サーチャージが旅行代金とは別途必要となる旨を、各旅行商品の**旅行代金に係る最も大きい文字の表示**（「最低旅行代金～最高旅行代金」の表示をする場合はその表示）に**近接した場所に明瞭に表示**すること。

イ 燃油サーチャージの額が確定している場合はその額を、燃油サーチャージの額が確定していない場合は基準日を併記した上で目安となる額を表示すること。

ウ 同一旅行商品において、複数の航空会社を使用するため燃油サーチャージの額が複数となる場合には、燃油サーチャージの最低額及び最高額を表示すること。

エ 旅行代金及び燃油サーチャージの額に加え、これらを合計した額を表示することができる。

説明書面：規約第5条

募集広告：規約第6条

オ 燃油サーチャージの額を表示するに当たっては、各旅行商品の旅行代金に係る最も大きい文字の表示（「最低旅行代金～最高旅行代金」の表示をする場合はその表示）又は合計した額の表示に近接した場所に、一般消費者が明瞭に認識できる見やすい大きさ（広告スペースが小さい場合であったとしても8ポイント以上：25頁参照）で表示すること。〔事例⑫参照〕

事例⑫ 「燃油」を含めない場合

燃油サーチャージは旅行代金に含まれておりません。目安：約24,000円～27,000円
※原油価格の変動により金額が変更される可能性があります。（基準日／3月1日）

カ 燃油サーチャージの収受方法及び契約成立後に燃油サーチャージが増額された場合には不足分を追加徴収し、同じく減額された場合には速やかに減額された分を払い戻す旨を明瞭に表示すること。

カ 省略可

③空港諸税等及び燃油サーチャージの経費に係るもの以外については、それらの経費を具体的に表示すること。

③省略可

12 契約の申込方法及び契約の成立に関する事項：募集広告では11「申込先」

規 約	施行規則	運用基準	規 約	施行規則	運用基準
10号	第9条1号～4号	—	9号	第25条	3－(8)
①申込条件を定めた場合はその旨と条件を表示すること。			①申込先		
②申込形態ごとに契約の成立時期を表示すること。					

13 契約の変更及び解除に関する事項

規約	施行規則	運用基準	
11号	第10条	—	
①標準旅行業約款第13条～18条に準拠して表示するとともに、取消料及び違約料の額を表示すること。			

説明書面：規約第5条

募集広告：規約第6条

14 責任及び免責に関する事項

規 約	施行規則	運用基準	
12号	第11条	—	
①標準旅行業約款第27条及び30条に準拠して表示すること。			

15 旅行中の損害の補償等に関する事項

規 約	施行規則	運用基準	
13号	第12条	2－(42)	
①標準旅行業約款第28条及び29条に準拠して表示すること。			
②中抜きツアー（日程表中にオプションルツアーを含め旅行サービスの手配を一切しない日があるツアー）においては、日程表中に無手配日である旨及び特別補償規程の適用対象外であることを明示すること。			

16 最少催行人員に関する事項

規 約	施行規則	運用基準	規 約	施行規則	運用基準
14号	第13条	2－(43)	10号	第26条	—
①この事項を表示していなければ、参加者が1名でも旅行催行を中止することはできない。					
②「2名出発保証」、「2名催行確約」等の表示をした場合は、自動的に最少催行人員は2名であり、「〇〇日は出発保証」とした場合は、文字通り〇〇日は旅行者に対し出発を約束したことになり、たとえ最少催行人員を表示していても意味がない。					
③一つの旅行に、複数の最少催行人員及びそれぞれの最少催行人員に対する旅行代金を設定して表示することはできない。また、最少催行人員未達による旅行催行中止の場合に、「〇〇名～△△名までなら追加代金××円で催行」という条件表示もできない。 ただし、最少催行人員未達による旅行催行中止を通知する際に、個別に当該旅行に新たな値付けをして参加を募集する旨を表示することはできる。（運用基準2－(43) 参照）					

説明書面：規約第5条

募集広告：規約第6条

17 参加資格に関する事項

規 約	施行規則	運用基準	
15号	第14条	—	
①旅行参加に資格が必要な場合はその旨及び当該資格を表示すること。(年齢制限・ライセンス・旅券の残存日数・ビザ等)			

18 安全及び衛生に関する事項

規 約	施行規則	運用基準	
16号	第15条	—	
①旅行者が取得することが望ましい安全及び衛生に関する情報がある場合はその旨と入手方法等を表示すること。			

19 個人情報保護に関する事項

規 約	施行規則	運用基準	
17号	第16条	—	
①「JATA・ANTA個人情報取扱いガイドライン 解説・表示例（改訂2版）」に準拠して表示すること。			

20 旅行条件の基準期日

規 約	施行規則	運用基準	
18号	第17条	—	
①旅行条件（特に、利用する運送機関の運賃・料金等）がいつの時点のものかを表示すること。			

21 取引条件の説明を行い、併せて説明書面を交付する旨

	規 約	施行規則	運用基準
	11号	第27条	—
	※表示漏れしやすい項目のため注意すること。		

22 協議会マーク又はロゴマーク

規 約	施行規則	運用基準	
19号	—	—	
①会員会社は、下記の「協議会マーク」又は「ロゴマーク」を表示すること（ホームページを含む）。 協議会マーク ロゴマーク   旅行業公正取引 協 議 会 会 員 このマークは平成5年に制定され、地球をモチーフにした3つのフォルムは、旅の送り手（旅行業者）、受け手（旅行参加者）、そして旅公協の三者の連携を表現している。			※募集広告への「協議会マーク」又は「ロゴマーク」の表示については任意ですが、会員は積極的に表示してください。

4. 募集広告に該当しない特定の募集型企画旅行に関する広告等について

「告知広告（資料請求広告・予告広告）・イメージ広告」

告知広告には、一般消費者が不十分な情報で商品選択を行わないように**旅行契約の申込みを受け付けるものではない旨**を表示する。（規約第6条の2）

また、告知広告で旅行代金を表示するときは、①旅行代金の最低額と最高額の表示、②燃油サーチャージが旅行代金に含まれるか否かの表示、の2項目以外は省略できる。（施行規則第28条の2）

規約第4条第7号の2、第6条の2及び第6条の3並びに規則第1条及び第28条の2

規 約	施 行 規 則
第4条 (7)の2 「告知広告」とは、特定の募集型企画旅行の広告その他の表示であって、 当該広告において旅行契約の申込みを受け付けけないものをいう。	第1条 規約第4条第7号の2に定める「告知広告」とは、例えば、次のものをいう。 (1) 申込先の住所、電話番号等が表示されていないもの (2) 問合せ又は資料請求のみを求めるもの (3) 情報の詳細についてウェブサイトで閲覧することを求めるもの (4) 将来販売する予定の旅行商品を紹介するもの

告知広告（資料請求広告・予告広告）・イメージ広告の表示例

① 資料請求広告

資料請求を目的とした広告。

※実務上、当該広告による顧客からの申込みを受け付けることはできない。

WEBにて24時間受付可能

旅公協トラベル 検索

出発月 1月、2月

アメリカ国立公園 周遊の旅

旅行代金 (2名1室おひとり)

〇〇〇,〇〇〇円~〇〇〇,〇〇〇円
(燃油サーチャージを含みます。)

資料請求先 旅公協トラベル TEL: 〇〇〇〇-〇〇〇〇

当コースは当書面からのお申込みは承っておりません。詳しくは当社ホームページをご覧ください。資料をご請求いただいた上でお申込みください。

② 予告広告

将来実施予定の旅行の広告（販売予定の旅行商品の紹介とみなされるもの）。

2～3年先の旅行の予告で、旅行代金が決定していない場合の広告。

〇〇市・△△市姉妹都市提携40年記念
△△市親善訪問ツアー7日間

2020年4月、〇〇市は、米国△△市と姉妹都市提携をしてから40年を迎えます。提携40年を記念して、△△市親善訪問ツアーを企画しました。市民の皆様の参加をお待ちしています。

- ・ 2020年4月中旬出発予定
- ・ △△市5泊
- ・ 〇〇市長同行予定

旅行代金（予定）25万円
（燃油サーチャージが別途必要となります）

協 力：〇〇市
旅行企画・実施：ABC旅行社

この旅行は現在募集しておりません。正式な募集広告は2019年12月頃作成する予定です。

このような表示が必要です。

③ イメージ広告

社名やブランド名の知名度を高めるために行うもので、「募集広告」でないことが明確になっている広告。

写 真

ヨーロッパへ行くなら
〇〇ツアー！
（商品ブランド名）

△△トラベル株式会社

その他の表示上の留意点

ア 海外募集型企画旅行における国内線と国際線との乗継に関わる国内の空港間の交通費の表示・記載について

- ◆詳細は、「JATA ホームページ〈ホーム〉より ▶会員・旅行業のみなさまへ ▶会員専用ページへログイン ▶法令・ガイドライン ▶旅行業法・約款 ▶海外募集型企画旅行における航空機の乗継に関わる国内の空港間の交通費の表示について」へアクセス

イ 海外旅行の土産物店への案内についての記載方法（JATA ガイドライン要旨）

- ◆詳細は、JATA ホームページ〈ホーム〉より「▶会員・旅行業のみなさまへ ▶会員専用ページへログイン ▶法令・ガイドライン ▶旅行業法・約款 ▶旅行広告・取引条件説明書面ガイドラインへ内容追加」へアクセス

ウ ツアー登山について

ツアー登山については、JATA・ANTAの「ツアー登山運行ガイドライン」を参考にしてください。

- ◆詳細は、「JATA ホームページ〈ホーム〉より ▶会員・旅行業のみなさまへ ▶会員専用ページへログイン ▶法令・ガイドライン ▶ツアー登山運行ガイドライン」へアクセス
- ◆詳細は、ANTA ホームページ〈ホーム〉より「▶ツアー登山関連 通達・ガイドライン等」へアクセス

エ 貸切バス会社名の表示について（JATA・ANTA 安全運行パートナーシップ宣言要旨）

(ア) パンフレット等に貸切バス事業者や国土交通省が公表した安全情報（貸切バス事業者名、貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定の有無等）を表示する。

(イ) パンフレット作成段階で貸切バス事業者が確定していない場合は、「A 社、B 社又は同等の会社」等の表記を行い、決定次第、利用日前に利用者へ貸切バス事業者名を連絡する。

- ◆詳細は、「JATA ホームページ〈ホーム〉より ▶会員・旅行業のみなさまへ ▶会員専用ページへログイン ▶安全・安心の旅 ▶「貸切バスの安全運行パートナーシップ宣言について」へアクセス
- ◆詳細は、「ANTA ホームページ〈ホーム〉より ▶会員専用ページ ▶関連約款・各種ガイドライン ▶高速ツアーバス・貸切バス関係 ▶「貸切バスの安全運行パートナーシップ宣言について」へアクセス

オ 旅行広告・取引条件説明書面への貸切バス会社名の表記の追加について

- ◆詳細は、「JATA・ANTA ホームページ」より「旅行広告・取引条件説明書面ガイドライン改訂新旧対照表」へアクセス

5. 特定事項・特定用語・比較広告・ホームステイツアー・モニター旅行・二重価格表示・おとり広告など

(1) 特定事項の表示基準：規約第7条、施行規則第29条～33条、運用基準4-(1)～(3)

ア 写真・イラスト等に関する事項

…… 規約第7条第1号、施行規則第29条・30条、運用基準4-(1)

① 旅行目的地の風物、景色、行事及び宿泊施設、食事等に関する写真・イラスト等を使用する場合は、原則としてその旅行広告に掲載されたツアーの日程に含まれるものに限られるが、当該ツアーの「自由行動中」や日程表に記載された「オプションルツアーの参加中」に観賞、体験することができるものも使用可能である。

② 写真やイラスト等には適切な「説明（キャプション）」を付けなくてはならない。

特に、観賞、体験できる時期（季節）、時間等が限定されている場合は、一般消費者に誤った期待を抱かせないためにもその旨を明確に付記しておく必要がある。

ただ、ツアーの設定期間が夏季に限定されている場合に、冬季の写真等を載せることは、たとえ「これは冬場の風景です」といった付記を加えたとしても、一般消費者にツアーの内容を正しく伝えるという旅行広告の趣旨からして適切なものとは言えない。

イ オプションルツアーに関する事項

…… 規約第7条第3号、施行規則第32条、運用基準4-(2)、(3)

「オプションルツアー」とは、募集型企画旅行中の主に旅行サービスの提供のない時間帯を利用して、当該募集型企画旅行の参加者が、別途料金を支払うことにより任意に参加できるように設定された小旅行等をいう。

オプションルツアーについて次のように募集する場合は、

(ア) 募集型企画旅行の募集広告の中で、別枠でオプションルツアーの募集広告を掲載し募集する場合

(イ) オプションルツアーの募集広告を別に作成し募集する場合

(ウ) 募集型企画旅行のパンフレットに別枠又はオプションルツアーの頁を設けて募集する場合

①主催者、②ツアー内容、③ツアー料金、④申込方法、⑤ツアーの実施条件、⑥取消料を施行規則に従って表示すること。

ただし、募集広告の日程表中に単に「OP:△△△観光」と表示する場合は、申込み希望者への情報提供と位置付け、前記①～⑥までの事項を表示する必要はない。

ウ 割引価格に関する事項 …… 規約第7条第6号

旅行広告において、会員の有資格者等特定の条件を満たす一般消費者向けに適用される割引価格を設定し、表示する場合には、当該割引価格が適用される条件を明瞭に表示すること。

表示例

旅行代金	20,000円
旅公協会員割引価格	18,000円
会員割引価格は旅公協の会員の方に限ります。	

なお、割引の対象となる旅行は実際に一般消費者に販売されている必要があり、販売されていない旅行の旅行代金を比較対象した割引価格表示は不当表示になるおそれがある。

エ 温泉に関する事項 …… 規約第7条第7号、施行規則第33条の2

- ・ 温泉を主目的とした募集型企画旅行に関する表示
- ・ 源泉、天然温泉等に関する表示
- ・ 療養泉に関する表示

上記各表示事項については、次（施行規則）に定めるところにより表示すること。

- ① 温泉を主目的とした募集型企画旅行の表示については、次に掲げる事項を明瞭に表示すること。
 - a. 温泉に加水したものについては、その旨
 - b. 温泉に加温したものについては、その旨
 - c. 循環ろ過装置を使用する場合は、その旨
 - d. 温泉に入浴剤等を加え、又は温泉を消毒して利用する場合は、その旨
- ② 「源泉100%」、「天然温泉100%」等の表示については、加水、加温、循環ろ過装置の使用等を行っていない温泉についてのみ、行うことができる。
- ③ 「天然温泉」等の表示については、加水、加温又は循環ろ過装置の使用をしている場合であっても表示することができるが、加水、加温又は循環ろ過装置の使用をしている旨を明瞭に表示すること。
- ④ 療養泉としての適応症表示（効能についての表示）を行う場合において、ゆう出口における源泉を基準に判断したときは、その旨表示すること。
- ⑤ 浴槽内の湯についての適応症表示（効能についての表示）をする場合には、一般消費者が実際に利用する浴槽内の湯が、療養泉としての基準値を維持していることを確認した上で表示すること。

また、温泉については、温泉あるいは療養泉を主目的としているかどうかを問わず、加水、加温、循環ろ過等を行っている場合の「源泉100%」、「天然温泉100%」などの表示や、加水、加温、循環ろ過等の使用の有無に関する情報を表示していない「天然温泉」などの表示、又は実際と異なる泉質や効能に関する表示、実際と異なる適応症に関する表示をした場合は不当表示に当たる。

…… 規約第14条第5号・6号、施行規則第36条第5号

事例⑬ 温泉表示についての表示例

なすおんせん
那須温泉

なすおんせんさんらく
那須温泉山楽

優雅

お風呂のいち押し

大露天風呂では、毎分700リットルを湧出する豊富な湯量の自家源泉をお楽しみいただけます。



大露天風呂(イメージ)



露天風呂(イメージ)

かけ流し 源泉100%	泉 質 単純温泉
露天風呂	効 能 神経痛・五十肩・冷え症など
	pH 6.4
かけ流し 加水	大浴場 2ヶ所 露天風呂 2ヶ所
大浴場	



外観



西館:和室(一例)



料理イメージ

こども料金ご案内 ●こどもAはおとなに準じたメニュー ●こどもBはお子様メニューのみ (詳細はP.42参照)

おすすめ

※宿泊施設において、当該施設の所在する温泉地外の源泉から搬送された温泉を使用している場合は、その旨表示することが望ましい。

(2) 特定用語の使用基準：規約第8条、運用基準5

ア 優位性、最上級等を意味する用語…… 規約第8条第1号

「当社だけ」、「最高級」、「超豪華」等優位性又は最上級を意味する用語は、その内容が客観的、具体的事実に基づくものであり、かつ、その事実を併せて表示する場合にのみ使用することができる。

「完全一周」という用語も、当該地域で一般的に訪れる観光地を全て網羅していなければ使えない。

「No.1」、「業界第〇位」、「完ぺき」、「オリジナル」、「激安」、「最低価格保証」、「唯一」等の用語も注意する必要がある。

《最近、これらの用語を使用する広告が増えている。》〔事例14〕参照

事例14 優位性、最上級等を意味する言葉の使用基準



イ 推賞を意味する用語…… 規約第8条第2号 施行規則第33条の3

「推賞」、「推奨」、「推薦」等当該募集型企画旅行を人に勧めることを意味する用語は、当該推薦人等が、事実に基づいてこれを推賞している場合にのみ使用することができる。

「当該推薦人等が事実に基づいて」とは、当該推薦人等が実際に推薦等を行っている募集型企画旅行に参加（同行）した事実、又は当該推薦人等が推賞する事項について、認識している事実がある場合をいう。なお、季節によって体験等の内容が異なるときは、その季節が分かるように表示すること。

ウ 安全を意味する用語…… 規約第8条第3号

「安全」、「安心」等安全を意味する用語は、その根拠を明らかに示す場合にのみ使用できる。

- ・「添乗員付で安心な旅」、「安全の添乗員付の旅」等の表示は、添乗回数や顧客アンケート等、特に具体的な根拠を明らかに示さなくても使用できる。
- ・「危険は一切ありません。」等、事実に反して、旅行地において安全が確保されていることを強調する表示をしてはならない。

エ 確約、指定等の用語……規約第8条第4号 施行規則第33条の4

「確約」、「指定」等の用語を使用するに当たっては、わずかでも変更の可能性が考えられる場合はそれらの用語を使用できない。また、「確約」、「指定」等の用語を使用する場合は買取り又はデポジット支払い等、当該表示の内容を担保するシステムを構築するなどの手当を行った上で使用すること。

(3) 比較広告の表示基準：規約第9条

募集型企画旅行の場合、要件となっている「現に販売されている同種の募集型企画旅行」がなかなかないのが実情である（同種とは、例えば、宿泊施設の名称・種類・利用人員、食事内容・回数、観光箇所・方法、最少催行人員等が全て同一でなければならない）ことから、以下の点に注意して表示する必要がある。

- ① 比較時において現に販売されている同種の募集型企画旅行を対照とすること。
- ② 比較対照事項を具体的に表示すること。
- ③ 比較対照事項について客観的事実に基づく具体的数値又は根拠を明らかにすること。
- ④ 比較の方法が公正であること。
- ⑤ 中傷・ひぼうにわたる広告はしないこと。

(4) ホームステイツアー：規約第10条

「ホームステイ」とは、外国の家庭に、語学の研修、生活体験等の目的で滞在することをいい、「ホームステイツアー」とは、ホームステイと旅行を組み合わせで設定された3ヵ月未満の募集型企画旅行をいう。〈規約第4条(9)〉

ホームステイツアーについて表示する場合は、規約第5条又は第6条の規定によるほか、次の各号について運用基準に定めるところにより表示しなければならない。

- ① ホームステイツアーである旨
- ② 当該ホームステイの意義と参加者の心得
- ③ ホームステイとホテル等に宿泊する場合との差異
- ④ 当該ホームステイ中のホストファミリーの受入条件
- ⑤ 語学研修の機関・実施予定プログラム等の実施方法
- ⑥ その他必要な情報
- ⑦ 「留学」の名称を用いない

(5) モニター旅行：規約第11条

「モニター」とは、事業者等の依頼により、募集型企画旅行に参加して、旅行の内容、品質及び目的地等に関する事項について評価し、感想をまとめて報告する人をいい、「モニター旅行」とは、モニターを集めて実施する募集型企画旅行をいう。〈規約第4条(10)〉

モニター旅行について表示する場合は、規約第5条又は第6条の規定によるほか、次の各号に定めるところにより表示しなければならない。

- ① モニターに依頼する事項を明確に表示すること。
- ② モニターから提出を求める報告書について、形式、枚数及び提出時期を明確に表示すること。
- ③ モニターに対する報酬は、旅行代金と区別して表示すること。
- ④ モニターが同行する募集型企画旅行の場合であって、モニターの旅行日程等が他の旅行者と一部異なる場合は、その旨及び該当する旅行日程等必要な事項を表示すること。

「モニター報酬」について …… 景品規約 運用基準5-(3)

- ① 「モニター」とは、旅行の全部又は一部の内容・品質に関する事項について、評価・感想をまとめて報告するもので、その仕事の内容が明示されているものをいう。
- ② 「モニターに対して支払う、その仕事に相応する報酬」とは、
 - a. 旅行代金と判然と区別されたもの
 - b. 支払いが旅行終了後になされるもの
 - c. モニターの報告は、原稿用紙（400字詰）又はアンケートによるものとし、1枚につき2,000円相当以内のものをいう。
- ③ 旅行業者が旅行参加者に対して恒常的に当該旅行に関する感想及び意見等を求める、いわゆるアンケートの提出を求めるものや、前①、②の条件に当たらないものは「名目だけのモニター」になる。

グアム4日間モニターツアー

2018年10月22日～10月25日

旅行代金 **48,000**円(注)

モニター募集!!
謝礼を差し上げます

※日程などの必要表示事項は省略

【モニター募集要領】

- ・ 本旅行のホテル、食事、観光に関するモニターを募集しています。
- ・ モニターの皆様には、旅行終了後に原稿用紙(400字詰)5枚以内に、意見、感想をご報告いただきます。
- ・ ご報告いただいた方には1枚につき、2,000円の謝礼を差し上げます。

旅行企画・実施

〇〇〇〇旅行

観光庁長官登録旅行業〇〇〇号

さいたま市・・・

048-XXXX-XXXX

(一社)日本旅行業協会正会員



旅行業公正取引
協議会 会員

(注) 旅行代金をモニター旅行代金と表示することは、一般消費者に、モニターが実際に支払う旅行代金はモニターに対する報酬が本来の旅行代金から差し引かれた格安なものと誤認されるおそれがあることから、不適切な表示となる。

(6) 不当な二重価格表示の禁止：規約第12条、施行規則第35条、運用基準7

自己の販売価格と当該販売価格よりも高い他の価格（比較対照価格）を併記して表示することを二重価格表示というが、比較対照価格に根拠がない場合は、不当な二重価格表示として禁止されている。なお、値下げ表示も、二重価格表示と同様に取り扱いとされている。

値下げ表示については、次の1又は2の場合についての表示例に準じて表示すること。

1 同一の募集型企画旅行について最近相当期間(注)にわたって実際に販売されていた旅行代金との比較をする場合の値下げ表示

(注)：最近相当期間とは、下記①、②を満たすものをいう。

- ① 比較対照価格で販売されていた期間が、当該商品が販売されていた期間の過半を占め、かつ、二週間以上であること。
- ② 値下げ開始時点で、比較対照価格で販売されていた最後の日から二週間以上経過していないこと。

《表示例 1》：上記①、②を満たしている場合に限る。

(ア) 値下げを継続して行う場合

◆ 旅行代金 150,000円 (〇〇新聞〇月〇日掲載) ⇒ 120,000円

◆ 旅行代金 ~~150,000円~~ (〇〇新聞〇月〇日掲載) 120,000円

(イ) 値下げの期間を限定して行う場合

◆ 旅行代金 150,000円 (〇〇新聞〇月〇日掲載) ⇒ 120,000円
(〇月〇日から〇月〇日まで)

◆ 旅行代金 ~~150,000円~~ (〇〇新聞〇月〇日掲載) 120,000円
(〇月〇日から〇月〇日まで)

2 同一の募集型企画旅行の旅行代金であってその旅行代金がいつの時点でどの程度の期間販売されていた価格であるか等その内容を正確に表示して比較した場合の値下げ表示

《表示例 2》：

(ア) 値下げを継続して行う場合

◆ 〇月〇日から販売の旅行代金 150,000円 (〇〇新聞〇月〇日掲載) を
〇月〇日から 120,000円に値下げしました。

(イ) 値下げの期間を限定して行う場合

◆ 〇月〇日から販売の旅行代金 150,000円 (〇〇新聞〇月〇日掲載) を
〇月〇日から〇月〇日まで 120,000円に値下げします。

(7) おとり広告の禁止：規約第13条、運用基準7

おとり広告とは、広告した商品やサービスが実際には購入できないものであるにもかかわらず、一般消費者にこれを購入できると誤認されるおそれのある表示をいう。

規約では次の3つをおとり広告としている。

- ① 旅行契約の申出に係る旅行が実際には実施することができないもの又は実施の対象となり得ないものである場合のその旅行についての表示

- A. 営業を行っていない運送機関、宿泊施設を利用予定運送機関、利用予定宿泊施設として表示している旅行
- B. 募集広告を行った直後に募集人員が満員に達したのに、その旨の表示を行わず引き続き募集を行う旅行

- ② 旅行契約の申出に係る旅行が合理的理由がないのに契約の締結を妨げる行為が行われる場合その他実際には契約する意思がない場合のその旅行についての表示

- A. 旅行契約の締結を全く行わない旅行、又は合理的理由がないにもかかわらず旅行契約を拒否し、他の旅行の契約を誘引する旅行
- B. 旅行実施に必要な旅行サービス提供機関に対する予約等の手配を全く行わず、又は行う意思が全くない旅行

〔違反事例 **C** 参照（55 頁）〕

- ③ 旅行契約の申出に係る旅行の募集人員又は旅行参加者の条件等取引条件が限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明確に表示されていない場合のその旅行に関する表示

旅行参加者について、募集人員が著しく限定されている場合、又は性別、年齢、資格、技能等の条件を定めている場合において、その条件の表示がなされていない場合

〔違反事例 **D** 参照（60 頁）〕

6. 不当表示の禁止

(1) 不当表示の概念

不当表示とは、一般消費者に商品・サービスの品質や価格について、実際のもの等より著しく優良又は有利であると誤認されるおそれのある表示。

- ① 一般消費者に誤認されるおそれのある表示
- ② 不当に顧客を誘引するおそれのある表示
- ③ 一般消費者による自主的かつ合理的な商品の選択を阻害するおそれのある表示
- ④ 不当表示の原因や理由について、故意・過失の有無は問わない

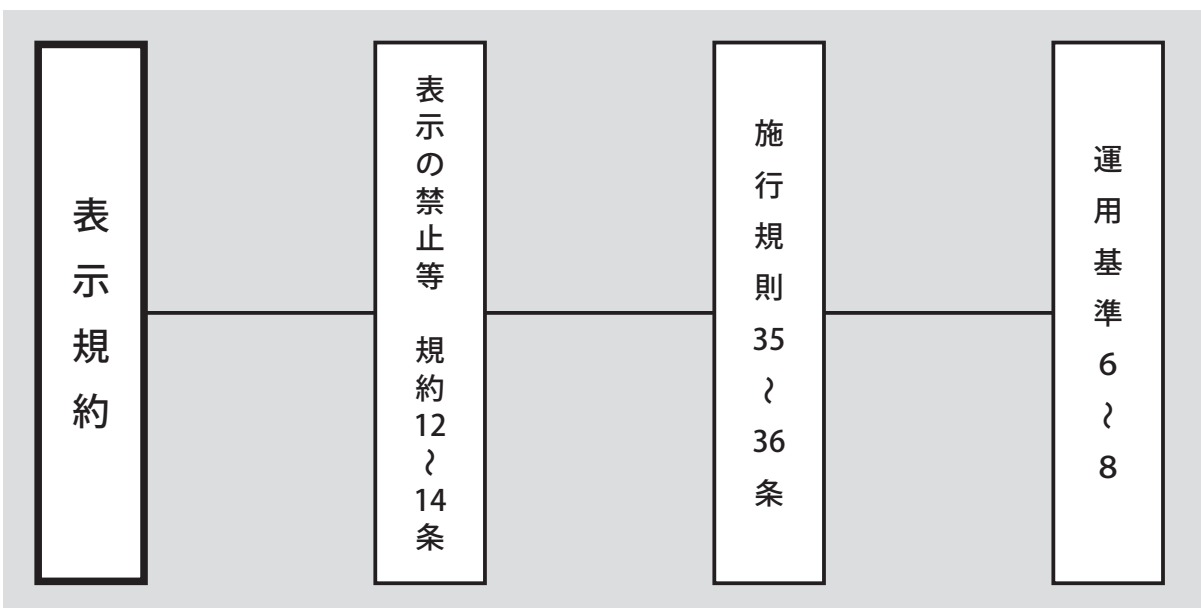
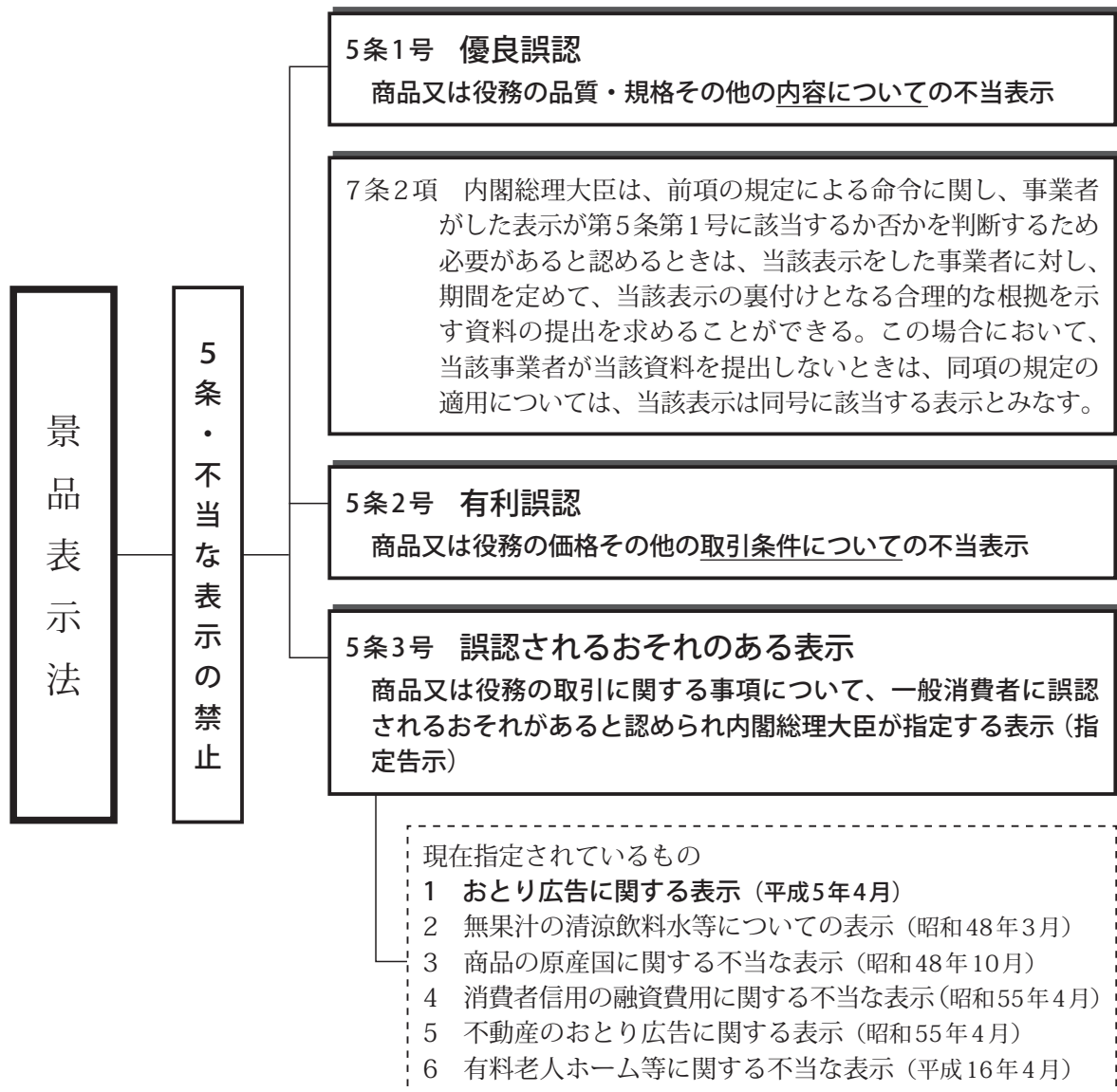
※ 一般消費者に誤認されるおそれのある表示とは、表示と実際のものとの形式的な食い違いだけではなく、世間並みの常識がある一般消費者が、表示から受ける印象・期待感と、実際のものとの間に食い違いが生じる表示を言う。

虚偽表示と不当表示とは異なった概念であり、不当表示の方がより広い範囲のものである。

※ 「一般消費者」とは、事業者との間に情報や知識に差のある、一般レベルの常識を有した消費者が基準であって、万能な消費者を指しているものではない。

※ 「著しく」とは、必ずしも数量的な多寡の問題ではなく、表示の内容が社会一般的に許容される程度を超えて、一般消費者による商品選択に影響を与える場合を指す。その成否の判断は、当該表示を誤認して一般消費者が誘引されるか否かで判断され、その誤認がなければ一般消費者が誘引されることは通常はないであろうと認められる程度に達する誇大表示であれば「著しく」の要件を満たすとされている。

(2) 不当表示の体系（景品表示法と表示規約）



(3) 不当表示の概要

事業者は、募集型企画旅行の説明書面又は募集広告において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。〈表示規約第14条〉

項番	規約条文
1	旅行者が提供を受ける 観光等のサービスの内容 について、観光施設、立地条件、見学方法、景観、環境等に関し、事実に相違する表示又は実際のものより著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示
2	旅行者が提供を受ける 運送サービスの内容 について、運送機関の種類、等級、航空機の運航行程や運航形態等に関し、事実に相違する表示又は実際のものより著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示
3	旅行者が提供を受ける 宿泊サービスの内容 について、宿泊施設の種類、客室の種類や設備、客室からの景観等に関し、事実に相違する表示又は実際のものより著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示
4	旅行者が提供を受ける 食事サービスの内容 について、食事の内容、回数、食事場所等に関し、事実に相違する表示又は実際のものより著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示
5	温泉 について、源泉に加水、加温、循環ろ過等を行っている場合に、源泉をそのまま使用していると一般消費者に誤認されるおそれのある表示
6	浴槽内の 温泉の適応症 について、実際には療養泉としての基準値を維持していないにもかかわらず、基準値を維持していると一般消費者に誤認されるおそれのある表示
7	参加条件又は催行条件等 について、事実に相違する表示又は実際のものより著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示
8	旅行者が支払うべき 旅行代金 について、代金の額、支払方法等について、実際のものより著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示
9	事実に反して、公的機関その他の団体による「 後援 」又は「 協賛 」の表示をすることにより、あたかもそれらの機関等からの協力、支援が得られるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示
10	「 推賞 」、「 推奨 」、「 推薦 」等を受けていないのに、受けていると誤認されるおそれのある表示
11	一般消費者に広く適用される価格を 優待価格 と表示することにより、あたかもその価格による提供が特定の者に与えられた優遇であると誤認されるおそれのある表示
12	客観的、具体的事実がないのに、「 特価 」、「 格安 」、「 出血サービス 」等価格が著しく安いという印象を与える用語を用いることにより、不当に顧客を誘引するおそれがある表示
13	旅行者が提供を受ける旅行サービスの 内容、品質、取引条件等の一部分の特色を強調 することにより、あたかも全体が実際のものより著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
14	前各号に掲げるもののほか、 規約第5条から第11条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示 で、実際のものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示

7. 強調表示と打消し表示 (H21.9.7 事務局長通知 要旨)

強調表示を行うと、一般消費者への誘引力が強くなる。よって、実際のものが表示と相違した場合は責任も大きく問われるので、強調表示を行う場合は慎重に行う必要がある。

(1) 強調表示について (定義)

強調表示とは、一般消費者に訴求するために、断定的又は目立つ表現を使って、品質等の内容や価格等の取引条件を強調した表示をいう。

具体的には、一般消費者に対する訴求力を高めるために運送・宿泊・食事・観光等のサービスの内容や旅行代金などの取引条件に関して

- a. ツアータイトルの中に含めて表示したり
- b. ツアーのポイントなどとして断定的な表示をしたり
- c. 写真、イラストなどを使用して

広告の中で目立つように表示されたものをいう。

(2) 打消し表示について (定義)

打消し表示とは、強調表示したことに例外条件・制約条件・付加的費用があることなど、一般消費者が通常は予想できないことについての表示 (誤認のおそれがある表示) であって、その例外条件・制約条件・付加的費用等のあるなしが、当該商品選択の上で重要な考慮要素となるものをいう。

(3) 強調表示を行う際の原則

強調表示は、商品・サービスの内容や取引条件を正確に表すものでなければならず、本来、打消し表示を行わずに済むような訴求内容でなければならない。

(4) 打消し表示をする場合の留意点

やむを得ず打消し表示が必要となるような強調表示を行う場合には、打消し表示の内容が一般消費者にとって、通常は予期できないことを十分に認識した上で、当該打消し表示を明瞭に行うことにより、強調表示と打消し表示とを合わせた表示物全体で、その内容又は取引条件が一般消費者に正確に理解されるようなものでなければならない。

具体的には、次の点に留意すること。

ア. 打消し表示の配置場所

強調表示に近接した箇所に併記すること。

イ. 打消し表示の文字の大きさ

一般消費者が手に取って見るような表示物の場合には、その表示スペースが小さい場合であっても、**最低でも8ポイント以上**の大きさで表示すること。(25頁参照)

ウ. 強調表示の文字と打消し表示の文字の大きさのバランス

標記バランスを取って表示することが重要である。例えば、強調表示と同一の大きさとする、強調表示と著しく異ならない程度の文字の大きさにすること。

エ. その他（文字間余白・行間余白及び背景の色との対照性）

十分な文字間余白、行間余白をとって表示し、また、背景の色と打消し表示の文字の色とを対照的な色の組合せとすること。〔事例⑮参照〕

事例⑮ 強調表示と打消し表示例



(5) ある程度想定される不確定要素と打消し表示について

気象、その他の自然現象などによっては当該観光が中止になる場合があるなど不確定要素があるときは、不確定な要素がある観光、イベントなどを含む旅行の募集広告などにおいては、当該観光が中止となる場合があることなどを明瞭に表示する必要がある。

例 朝日や夕日、夜景や星空の鑑賞、花火、屋根無し球場での野球観戦、野外でのコンサート、スキー

さらに、気象、その他の自然現象などによってその実施が左右されるものであっても、事情を知らない一般消費者には予期することが困難と思われるものについては、より明瞭な打消し表示が必要となる。〔事例16・17参照〕

例 流氷見物、青の洞窟、ツアータイトルに含めた野生動物ウォッチング（ホエールウォッチング、サファリでの動物ウォッチングなど）

事例16 青の洞窟

カプリ島の幻想的な青の洞窟観光(注1)へ!

※天候等によりご覧いただけない場合があります。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
入場率						
2011年	63%	69%	72%	78%	82%	80%
2012年	45%	83%	91%	76%	93%	75%

※2011/2012年当社イタリアツアー実績データ

青の洞窟(イタリア)

事例17 天空の城 竹田城跡と天橋立3日間



掲載写真のような雲海は、秋から冬にかけて気象状況によりまれにしか見ることができません。

8. 違反事例集

違反事例 A

表示金額より下記表に基づき

国の九州観光支援交付金が適用されます

旅行代金(お一人様あたり)	ふっこう割適用額(お一人様あたり)
30,000円以上	20,000円
50,000円以上	20,000円(1泊)
	30,000円(2泊以上)

〈一例〉お一人様あたり30,000円の旅行商品をご購入時...

30,000円 - 20,000円 =

お客様負担額 お一人様あたり 10,000円

※別府温泉&ハウステンボス商品のみ下記表を適用

旅行代金(お一人様あたり)	ふっこう割適用額(大分前泊部分のみ/お一人様あたり)
50,000円以上	17,500円

〈一例〉お一人様あたり50,000円の別府温泉&ハウステンボス商品をご購入時...

50,000円 - 17,500円 =

お客様負担額 お一人様あたり 32,500円

注意事項

ご旅行を取り消された場合、出発20日前より取消料が発生致します。
取消料の算出基準は、ふっこう割適用前の旅行代金が適用されます。
なお、取消料がふっこう割適用後のツアー代金を上回った場合は、
ツアー代金と取消料の不足差額分をお支払い頂きます。

違反内容	募集型企画旅行の参加者募集のために行った新聞の広告紙面において、旅行者が旅行会社に支払う対価（お客様負担額）を旅行代金と表示せず、また、あらかじめ公表されていない、かつ実際の取引に用いられていない金額と比較して表示を行った。
違反法条	（募集広告の必要表示事項） 表示規約第6条 事業者は、募集型企画旅行について募集広告を行う場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより表示しなければならない。（後略） （6）旅行代金に関する事項 施行規則第22条 規約第6条第1項第6号に規定する「旅行代金に関する事項」の表示については、第6条第1号の規定を準用する。 （説明書面の必要表示事項等） 表示規約第5条 事業者は、募集型企画旅行について説明書面に、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより表示しなければならない。 （7）旅行者が旅行業者等に支払うべき対価（以下「旅行代金」という。）に関する事項 施行規則第6条 規約第5条第7号に規定する「旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項」は、次の各号に定める事項を当該各号に定めるところにより表示するものとする。 （1）対価の額 ア 対価は「旅行代金」と表示すること。 （不当な二重価格表示の禁止） 表示規約第12条 事業者は、募集型企画旅行の旅行代金について、一般価格、通常販売価格、一般標準価格、市価その他の価格と比較した二重価格表示をしてはならない。ただし、同一の募集型企画旅行について最近相当期間にわたって実際に販売されていた旅行代金との比較又は同一の募集型企画旅行の旅行代金であってその旅行代金がいつの時点でどの程度の期間販売されていたか等その内容を正確に表示した場合の当該旅行代金との比較は、この限りでない。

北海道新幹線開業1周年記念 第2弾

昭和スター 思い出の 浪漫紀行in北海道

北海道ゆかりの昭和の
記念館・ロケ地巡りへ!!

石原裕次郎記念館
昭和の大スター!!(今年8月で閉館となる
メモリアルホールへ!!

不朽の名作のロケ地へ!! 幸せの黄色い
ハンカチ
風にはためく黄色いハンカチ!!
あの感動のラストシーンがよみがえります!!

横綱千代の山・千代の富士記念館
九重部屋の土俵が再現され、
両横綱の優勝杯や化粧廻しなどを展示!!

ここがポイント!
バスガイドさんが車内で
懐かしの名曲を交えながら
北海道を案内します!

お一人様歓迎!
男女別相部屋もご用意!!

1日限定の特別企画!お急ぎ下さい!!

出発日	2~4名様一室/お一人様
5月29(月) 出発決定	40,000円



違反内容	ツアー募集のために作成したダイレクトメールにおいて表示した旅行代金40,000円は実際の取引には用いられておらず、実際の旅行代金は59,990円であった。
違反法条	(おとり広告の禁止) 表示規約第13条 事業者は、募集型企画旅行の説明書面又は募集広告において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (1) 旅行契約の申出に係る旅行が実際には実施することができないもの又は実施の対象となり得ないものである場合のその旅行についての表示

違反事例 C

成田発・5日間【ナンディ・マナ島】

成田発着！《大韓航空利用》 フィジーで人気NO1の離島！！豊富なアクティビティと透き通る海が最高☆マナ・アイランド（アイランドブレ）5日間
～笑顔の楽園フィジーへ出発～

ツアー代金：**10.39万円**
燃油追加代金：燃油サーチャージ込
※燃油込み
利用予定航空会社：大韓航空

子供割引 曜日フリー ホテル指定 AIR指定 ハネムーン




2/20 (月)	2/21 (火)	2/22 (水)	2/23 (木)	2/24 (金)	2/25 (土)	2/26 (日)
-	-	-	10.39万円	-	-	-

【メール回答】

〇〇様

お問い合わせいただきましたツアーコード：〇〇〇

2/23発は申し訳ございませんがすでにツアーのお席は完売してしまっております。

現在2/23発5日間行程ですと成田発/羽田帰り 下記航空会社スケジュールでしたら空席が3席ございます。

2/23 〇〇航空 成田発〇：〇-----〇〇着〇：〇

2/23 〇〇航空 〇〇発〇：〇-----〇〇着〇：〇

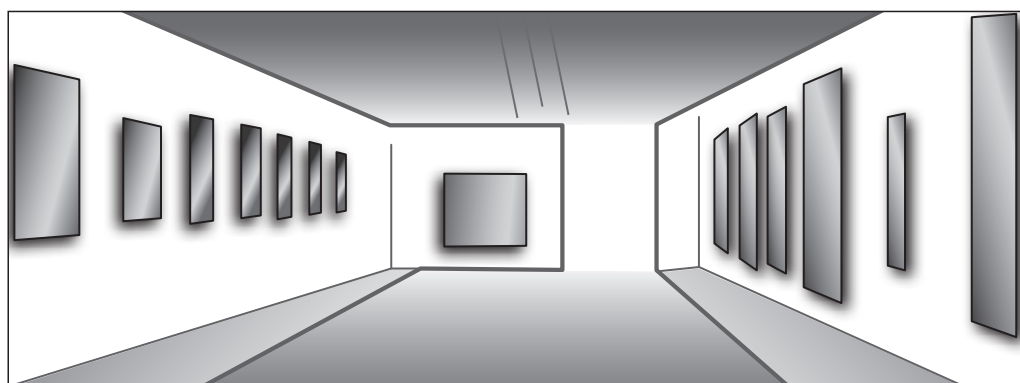
2/27 〇〇航空 〇〇発〇：〇-----〇〇着〇：〇

2/27 〇〇航空 〇〇発〇：〇-----羽田着〇：〇

上記フライトで利用の場合ツアーコード：〇〇〇の代金より75,000円追加でございますのでご案内となっております。

違反内容	2月23日出発の4件（3方面）のツアー全てについて、参加申込者に対して「2/23発は申し訳ございませんがすでにツアーのお席は完売してしまっております。」とメール回答しているが、2月23日出発の4件のツアー全てについて、販売実績は0であった。
違反法条	（おとり広告の禁止） 表示規約第13条 事業者は、募集型企画旅行の説明書面又は募集広告において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 （1）旅行契約の申出に係る旅行が実際には実施することができないもの又は実施の対象となりに得ないものである場合のその旅行についての表示

「〇〇美術館」□□□□の絵画特別鑑賞と 春の洛北・大原 鞍馬散策2日



〇〇美術館展示室（イメージ）

違反内容	ツアータイトルに近接して〇〇美術館展示室の写真を表示した。当該写真は以前開催された琳派展の十数点の作品が写っているが、実際に□□□□の作品を鑑賞できたのは、茶室での1点のみであった。
違反法条	（特定事項の表示基準） 表示規約第7条 事業者は、募集型企画旅行に関し、次の各号に掲げる事項を表示するときは、当該各号に定めるところによらなければならない。 （1）写真、イラスト等に関する事項 ア 旅行目的地の風物、景色及び行事、宿泊施設、食事等に関する写真又はイラストの使用は、原則として、日程に含まれているものについて紹介する場合に限る。その場合、使用する写真又はイラストには、それにより表示されるもの又は場所の説明を明瞭に付記すること。 （不当表示の禁止） 表示規約第14条 事業者は、募集型企画旅行の説明書面又は募集広告等において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 （1）旅行者が提供を受ける観光等のサービスの内容について、観光施設、立地条件、見学方法、景観、環境等に関し、事実と相違する表示又は実際のものより著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示



日本海の冬の味覚を堪能！11月カニ漁解禁！ 2日間

東尋坊温泉・日本海を望む絶景の宿で「カニ尽くし会席」

E7系北陸新幹線で往復！北陸紅葉名所めぐり

名 額 20名 同 行 送 迎 可
代金(おひとり) 2～5名1室

4,900円

11月 9・11・13・16・19・24・29日

鶴仙溪 兼六園

1 大宮駅(9:10～10:10発)⇒高崎駅(途中乗車可)⇒(北陸新幹線あさまたははくたか・指定席)⇒**長野駅**⇒金沢・近江町市場(金沢市民の台所にて買い物)⇒兼六園(日本三名園のひとつ)⇒金沢城公園(風格漂う石川門)⇒東尋坊温泉・三国観光ホテル(泊) 日曜日

2 東尋坊温泉(ゆっくり9:30分出発。希望者は出発前に東尋坊へご案内)⇒永平寺(曹洞宗の大本山。紅葉散策)⇒**長野駅**⇒(紅葉に染まる溪谷美、「あやとりはし」や「こおろぎ橋」などの名所を見物)⇒**長野駅**(北陸新幹線はくたか)⇒高崎駅(途中下車可)⇒大宮駅(19:34～20:50着) 日曜日

カニ尽くし会席

(夕食のイメージ)

お品書き

酢の物	カニ姿一杯(約400g)
お造り	旬の三種盛り
焼き物	カニ足(数本・腹身4分の1)
煮 物	カニ身入り饅頭
蒸し物	カニ身入り焼売
鍋 物	カニすき鍋
洋 皿	カニグラタン
御 飯	カニ釜飯又はカニ身入り炊込みご飯
止め挽	すまし汁
香の物	
水 物	季節のフルーツ

違反内容	北陸方面へのツアーの募集広告のツアータイトルに、「E7系北陸新幹線で往復！」と表示し、「時間短縮」、「乗り換えなし」等と表示していたが、北陸新幹線での移動は大宮駅～長野駅間(往復)までで、長野～金沢間(往復)はバスでの移動であった。
違反法条	(不当表示の禁止) 表示規約第14条 事業者は、募集型企画旅行の説明書面又は募集広告等において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (2) 旅行者が提供を受ける運送サービスの内容について、運送機関の種類、等級、航空機の運航行程や運航形態等に関し、事実に相違する表示又は実際のものより著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示

旅館・ホテル／マークのご案内

♨️ = 大浴場または露天風呂または貸切風呂に温泉あり（循環ろ過、加温加水）



14

露天風呂のある宿

遅宴会21:00 5名さまから飲み放題

男性用露天風呂（イメージ）

すべてのお部屋から 渓谷の清流が一望。
露天風呂は24時間お楽しみいただけます。

バスなし・トイレ付和室／一例（イメージ）

●IN/15:00 OUT/10:00
●食事：夕食 部屋出しましたは1階のレストラン（椅子席）
朝食 食事処（2階）
■交通： 駅下車徒歩5分
※3才以上小学生未満は上記幼児料金。3才未満のお食事・お布団なしは施設使用料（1,080円）が必要です。

違反内容	募集型企画旅行のパンフレット等において、宿泊施設の施設情報として温泉を意味するマーク「♨️＝大浴場または露天風呂に温泉あり（循環ろ過、加温加水）」又は「♨️＝大浴場または露天風呂または貸切風呂に温泉あり（循環ろ過、加温加水）」を表示していたが、実際は当該施設の風呂は沸かし湯であって、温泉ではなかった。
違反法条	（不当表示の禁止） 表示規約第14条 事業者は、募集型企画旅行の説明書面又は募集広告等において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (3) 旅行者が提供を受ける宿泊サービスの内容について、宿泊施設の種類、客室の種類や設備、客室からの景観等に関し、事実に相違する表示又は実際のものより著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示



違反内容	募集型企画旅行の広告において、夕食の写真を表示し、「タラバガニを含むバイキング」、「ご夕食はズワイガニ二足、タラバガニ二足付約60種のオープンキッチンバイキング(90分)」と表示したが、実際に提供されたのはズワイガニとあぶらガニであった。
違反法条	(不当表示の禁止) 表示規約第14条 事業者は、募集型企画旅行の説明書面又は募集広告等において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (4) 旅行者が提供を受ける食事サービスの内容について、食事の内容、回数、食事場所等に関し、事実と相違する表示又は実際のものより著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示

The collage contains several travel advertisements:

- Seoul 3日間**: 1.98万円, Online Limited, 6/8・11・15・22・25の出発, 先着20名様.
- 大阪 3日間**: 1.98万円, Online Limited, 6/2・24・30の出発, 先着10名様.
- 台北 4日間**: 3.48万円, Online Limited, 6/21・27, 8/30, 9/2・6・9の出発, 先着50名様.
- グアム 4日間**: 6.98万円, Online Limited, 6/16・29・30, 7/1・6・7・8の出発, 先着20名様.
- ハワイ 5日間**: 9.98万円, Online Limited, 6/24・25・27・28・30, 10/16・23, 11/9・13・20・27の出発, 先着30名様.
- 札幌 3日間**: 2.88万円, Online Limited, 6/13・19, 21・25・28の出発, 先着30名様.
- 沖縄 3日間**: 4.12万円, Online Limited, 9/24~27の出発, 先着15名様.
- 沖縄 3日間**: 4.56万円, Online Limited, 6/26・28, 7/9の出発, 先着15名様.

Central text: 仙台発着 オンライン限定 先行受付 5月25日(木) 明日 昼12:00より スタート!

Bottom text: まだまだあります! 載せきれません! 検索

違反内容	コースごとに「先着〇〇名様」と表示しているが、各コースには複数の出発日があり、人数はコースごとの複数出発日すべての合計人数であり、出発日ごとの人数が表示されていなかった。 また、「大阪3日間」コースにおいて、先着10名様（設定人数10名）と表示しているところ、19名の予約を取っていた。
違反法条	（おとり広告の禁止） 表示規約第13条 事業者は、募集型企画旅行の説明書面又は募集広告において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 （3） 旅行契約の申出に係る旅行の募集人員又は旅行参加者の条件等取引条件が限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明確に表示されていない場合のその旅行に関する表示 （不当表示の禁止） 表示規約第14条 事業者は、募集型企画旅行の説明書面又は募集広告等において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 （7） 参加条件又は催行条件等について、事実と相違する表示又は実際のものより著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示

ジンエアー 利用 **関空発着** **JINAIR**

大人気のソウルへ Let's Go !!

2017年4月～2017年6月出発
ソウル2・3日間 1名様より 8日間まで 延泊可

23,900円～59,900円

燃油サーチャージが含まれております。
※国内空港施設使用諸費用等および海外空港諸税が別途必要となります。
●ソウル2日間/2名1室/ホテル明洞/大人おひとりの代金●

■ジンエアーで行く ソウル2・3日間

★特定日追加代金：帰着日が日曜日の場合、3,000円追加となります

ホテル	日数	コースコード	ジンエアー利用/2・3日間 旅行代金		一人部屋追加代金 (一室につき)および 一泊追加代金 (朝食なし)
			A	B	
ホテル明洞	2	AK112A	23,900	59,900	5,500
	3	AK113A	26,900	63,900	
ホテルレックスソウル	2	AK112B	23,900	59,900	6,500
	3	AK113B	28,900	65,900	
サポイホテルソウル	2	AK112C	25,900	62,900	8,500
	3	AK113C	31,900	69,900	
新羅ステイ 光化門	2	AK112D	25,900	62,900	8,500
	3	AK113D	31,900	69,900	
ロワジールホテルソウル	2	AK112E	26,900	63,900	9,000
	3	AK113E	32,900	70,900	
子供料金 (2歳以上12歳未満)			2,000円引き		
幼児料金 (2歳未満)			5,000円		
関西国際空港施設使用費用 (日本払い)			現地空港諸税 (日本払い)		
大人3,040円 子供1,680円 幼児：不要			大人・子供2,800円 幼児：不要		

違反内容	募集型企画旅行のパンフレットにおいて、表面に旅行代金として「23,900円～59,900円」と表示したが、最高の旅行代金59,900円に帰着日が日曜日の場合に適用となる特定日追加代金3,000円を追加していない。 また、裏面の旅行代金表で、金曜日発（3日間）及び土曜日発（2日間）の旅行代金については、「★特定追加代金：帰着日が日曜日の場合、3,000円追加となります」と記載しているが、追加された旅行代金が具体的に表示されていない。
違反法条	（説明書面の必要表示事項） 表示規約第5条 事業者は、募集型企画旅行について説明書面に、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより表示しなければならない。（後略） （7）旅行者が旅行者等に支払うべき対価（以下「旅行代金」という）に関する事項 施行規則第6条 （1）対価の額 イ 対価（以下「旅行代金」という。）は、コースごとに明瞭に表示すること。 エ 旅行開始日、利用する運送機関の等級、割引の種類、設備、客室の種類や利用人員等の旅行条件により旅行代金が異なるものについては、それぞれの旅行条件ごとの旅行代金がかかるように表示すること。 オ 最低の旅行代金を表示するときは、併せて最高の旅行代金を同じ方法で表示すること。ただし、利用する運送機関の等級、割引の種類、設備、客室の種類や利用人員等の旅行条件（旅行開始日を除く。）を明瞭に表示した場合は、その近接した場所に当該条件に該当する最低と最高の旅行代金を表示することができる。 （不当表示の禁止） 表示規約第14条 事業者は、募集型企画旅行の説明書面又は募集広告等において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 （8）旅行者が支払うべき旅行代金について、代金の額、支払方法等について、実際のものより著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示

自由に選べる2プラン
マイカー・新幹線・JRと宿泊の
宿泊プラン

05.7.11~05.9.30
フリープラン

1名様より
申込みOK!

激安 全80軒

**大阪・神戸
京都 2,900円**

ホテルニュー京都 (セミダブル1泊2日食事なし・宿泊プラン・おひとり様旅行代金)

京都 ホテルニュー京都

〒600-8111 京都府京都市下京区錦町5-1-1
TEL: 075-221-1111 FAX: 075-221-1112

お泊りプラン
お泊りプラン
お泊りプラン

お泊りプラン
お泊りプラン
お泊りプラン

ホテルニュー京都

お泊りプラン
お泊りプラン
お泊りプラン

お泊りプラン
お泊りプラン
お泊りプラン

プラン名	お泊りプラン	お泊りプラン	お泊りプラン
お泊りプラン	お泊りプラン	お泊りプラン	お泊りプラン
お泊りプラン	お泊りプラン	お泊りプラン	お泊りプラン
お泊りプラン	お泊りプラン	お泊りプラン	お泊りプラン

京都 二条城 ホテルニュー京都

〒600-8111 京都府京都市下京区錦町5-1-1
TEL: 075-221-1111 FAX: 075-221-1112

お泊りプラン
お泊りプラン
お泊りプラン

お泊りプラン
お泊りプラン
お泊りプラン

お泊りプラン	お泊りプラン	お泊りプラン	お泊りプラン	お泊りプラン	お泊りプラン
お泊りプラン	お泊りプラン	お泊りプラン	お泊りプラン	お泊りプラン	お泊りプラン
お泊りプラン	お泊りプラン	お泊りプラン	お泊りプラン	お泊りプラン	お泊りプラン
お泊りプラン	お泊りプラン	お泊りプラン	お泊りプラン	お泊りプラン	お泊りプラン

違反内容	「激安 大阪・神戸・京都」と称するフリープラン旅行の中の「ホテルニュー京都」の旅行代金において、同社が同種の「激安」と称さない商品の同一ホテル（ホテルニュー京都）より高い設定日があった。これは不当表示にあたる。
違反法条	(不当表示の禁止) 表示規約第14条 事業者は、募集型企画旅行の説明書面又は募集広告等において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (12) 客観的、具体的事実がないのに、「特価」、「格安」、「出血サービス」等価格が著しく安いという印象を与える用語を用いることにより、不当に顧客を誘引するおそれがある表示

違反事例 K

1. V.I.P.サービスでスムーズな入国手続きを ザ・リッツ・カールトン滞在コースのみ

到着ゲートで空港係員がお出迎えし、エスコートいたします。
専用カウンターにてスムーズに入国手続きをさせていただきます。
スーツケースの受け取りや空港内のご案内など旅のサポートいたします。

入国の流れ

- ① 飛行機を降り、ブリッジを渡った所でキーマンボードを掲げてお待ちしています。
- ② スタッフが専用入国カウンターへご案内します。
- ③ V.I.P.入国サービス専用ゲートから入国。
- ④ お預け荷物の受け取りをスタッフが手配いたします。
- ⑤ 空港バスまでエスコートいたします。

② スタッフが専用入国カウンターへご案内します。

1. V.I.P.サービスでスムーズな入国手続きを

飛行機を降りすぐのゲートで専任スタッフがにお出迎えし、専用カウンターにて入国手続きをさせていただきます。
一般の長い列に並ぶことなくスムーズな入国が可能です。
スーツケースの受け取りや空港案内など旅のサポートもいたします。

入国の流れ

- ① 飛行機を降り、ブリッジを渡った所でキーマンボードを掲げてお待ちしています。
- ② スタッフが専用入国カウンターへご案内します。
- ③ V.I.P.入国サービス専用ゲートから入国。
- ④ お預け荷物の受け取りをスタッフが手配いたします。
- ⑤ 空港バスまでエスコートいたします。

③ V.I.P.入国サービス専用ゲートから入国。

違反内容	(1) 「香港」コースの【入国の流れ】において「②スタッフが専用入国カウンターへご案内します。」→「③V.I.P.入国サービス専用ゲートから入国。」と表示しているが、実際には『専用入国カウンター』及び『V.I.P.入国サービス専用ゲート』は存在しなかった。 (2) 「バンコク」コースの【入国の流れ】において『専用入国カウンター』と表示しているが、実際には当該旅行会社の「専用」ではなく、航空座席がビジネスクラス以上の旅行者だけが利用出来るカウンターであった。また、『V.I.P.入国サービス専用ゲート』は存在しなかった。
違反法条	(不当表示の禁止) 表示規約第14条 事業者は、募集型企画旅行の説明書面又は募集広告等において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (13) 旅行者が提供を受ける旅行サービスの内容、品質、取引条件等の一部分の特色を強調することにより、あたかも全体が実際のものより著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示

○、×でお答えください。

募集広告

復路
直行便
利用

イタリア9大世界遺産8日間

最後の晩餐
ピサの斜塔
コロッセオ

旅行代金 **329,800**
大人お一人
~439,800円

■最少催行人員15名 ■添乗員はミラノより同行

出発日 (2018年)

■お一人様部屋追加代金 5万円 (相部屋不可)

4/2	329,800円	6/4・7	369,800円
4/9・12	339,800円	6/18、7/9	379,800円
5/7・10・21	349,800円	4/23	399,800円
5/3・28・31	359,800円	8/6・13	439,800円

- ・旅行代金に燃油サーチャージは含まれておりません。別途お支払いが必要となります。目安:10,000円 (2017/12/20現在)
- ・旅行代金に、日本国内空港施設使用料・旅客保安サービス料、イタリア宿泊税は含まれておりません。別途お支払いが必要となります。

- 日 程 (食事回数:朝食:6回 昼食:4回 夕食:5回)
- ① 成田 (11:00発) — (乗継便) — ミラノ (19:30着) (泊)
 - ② ミラノ市内観光 (ドゥオモ、最後の晩餐) = ベネチア (泊)
 - ③ ベネチア観光 (サンマルコ寺院、ドゥカーレ宮殿、ゴンドラ遊覧) = フィレンツェまたはプラート (泊)
 - ④ フィレンツェ観光 (ドゥオモ、ウフィッツィ美術館) + ナポリ〜カプリ島 (泊)
 - ⑤ 青の洞窟観光 = アマルフィ海岸 = ポンペイ遺跡観光 = ローマ (泊)
 - ⑥ ヴァチカン観光 (システィーナ礼拝堂、サンピエトロ寺院) = ローマ歴史地区観光 (トレビの泉、スペイン広場、コロッセオ〈外観〉) = ローマ (泊)
 - ⑦ ローマ (16:00発) — (直行便) — ⑧ 成田 (10:30着)
- (乗り物マーク: — 航空機、+++ 列車、= バス、~ 船舶)
- ※天候等の影響でベネチアのゴンドラが運休となった場合は1,000円返金します。
※青の洞窟が天候、波浪の影響で見学できない場合はカプリ島観光に変更となります。

■ 運送機関
航空機、列車、バス、船舶利用

- 宿泊施設
- 1 泊目 ミ ラ ノ クラウンプラザ (スーパーイアクラス) または同等クラス
 - 2 泊目 ベネチア本島 パウアー (デラックスクラス) (8/13出発は確約)
 - 3 泊目 プ ラ ト ダティーニ (スーパーイアクラス) または同等クラス
 - 4 泊目 カ プ リ 島 ウェバー (スーパーイアクラス) または同等クラス
 - 5・6泊目 ローマ アルバーニ (スーパーイアクラス) または同等クラス



おすすめポイント

9つの世界遺産は必見です!

- ① レオナルド・ダ・ヴィンチの名画『最後の晩餐』鑑賞
- ② 水の都・ベネチア
- ③ ルネサンスの文化的な中心地・フィレンツェ歴史地区
- ④ 斜塔で有名なピサ歴史地区
- ⑤ 南イタリア最大の都市ナポリ
- ⑥ 周囲を断崖絶壁の海岸に囲まれたアマルフィ海岸
- ⑦ 火山で埋もれた街ポンペイ遺跡
- ⑧ 世界で一番小さい小国家・バチカン市国
- ⑨ 永遠の都・ローマ歴史地区

※詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上、お申込みください。

【受託販売】

〇〇トラベル (東京都知事登録旅行業第3-****号)
東京都中央区 *****
(一社) 全国旅行業協会正会員
電話 03 (3**) ****

【旅行企画・実施】

□□観光株式会社
観光庁長官登録旅行業第****号
東京都港区 ***** (一社) 日本旅行業協会正会員

お申し込み

Q1 「復路直行便利用」と表示したが、航空会社のオーバーブッキングが理由で乗継便となった。この場合は旅行会社に表示上の責任はない。

Q2 燃油サーチャージの有無に関する表示は、旅行代金一覧表に近接して表示しなければならない。

Q3 「最後の晩餐」は、当日の混雑状況によっては鑑賞できないことがあるが、「確約」はしていないので、鑑賞できない場合には他の施設と差し換えれば表示上の問題はない。

Q4 ツアータイトルに「9大世界遺産」と表示し、そのうちのひとつであるピサの斜塔観光については広告の中で写真やおすすめポイントに表示したが、日程表についてはスペースの関係で省略した。

Q5 フィレンツェは世界遺産の都市であり、宿泊施設の確保が困難となる場合があるので、宿泊する可能性のある都市名を2ヶ所列記した。しかし、宿泊施設が未確定のため候補となるホテル名の複数列記ができず、「または同等クラス」とした。

Q6 添乗員はイタリア国内のみ同行するため、「ミラノより同行」と表示した。

Q7 海外のホテルでは2名1室の利用が一般的なので、客室の種類について「ツイン利用」と表示する必要はない。

Q8 3日目の宿泊地であるフィレンツェとプラート間の距離、利用交通機関及び所要時間は、募集広告には表示する必要はない。

景品規約の部 目 次

1. 景品規約の構成	67
2. 景品類を考えるためのフローチャート	68
3. 景品規制の内容	70
(1) 景品類とは	70
ア 規約における定義	70
イ 景品類となる主要3要件	71
(2) 景品規制に共通するキーワード	72
ア 提供する景品類の価額	72
イ 取引価額の考え方	74
(3) 規制内容	75
ア 一般懸賞・共同懸賞	75
(ア) 懸賞とは	75
(イ) 懸賞規制（一般懸賞、共同懸賞）についての基本的な考え方	76
一般懸賞の規制内容 A	76
共同懸賞の規制内容 B	77
イ 総付景品 C	78
(4) 景品類に当たらない経済上の利益	79
ア 値引き	79
イ 付属物	80
ウ オープン懸賞 D	83
エ 紹介者、アンケートの謝礼等	84
4. 消費者庁・公正取引委員会相談窓口	86
理解度チェックのための“Q” [景品]	87

1. 景品規約の構成（景品規約は、規約・施行規則・運用基準で構成されている。）

[規約の内容]

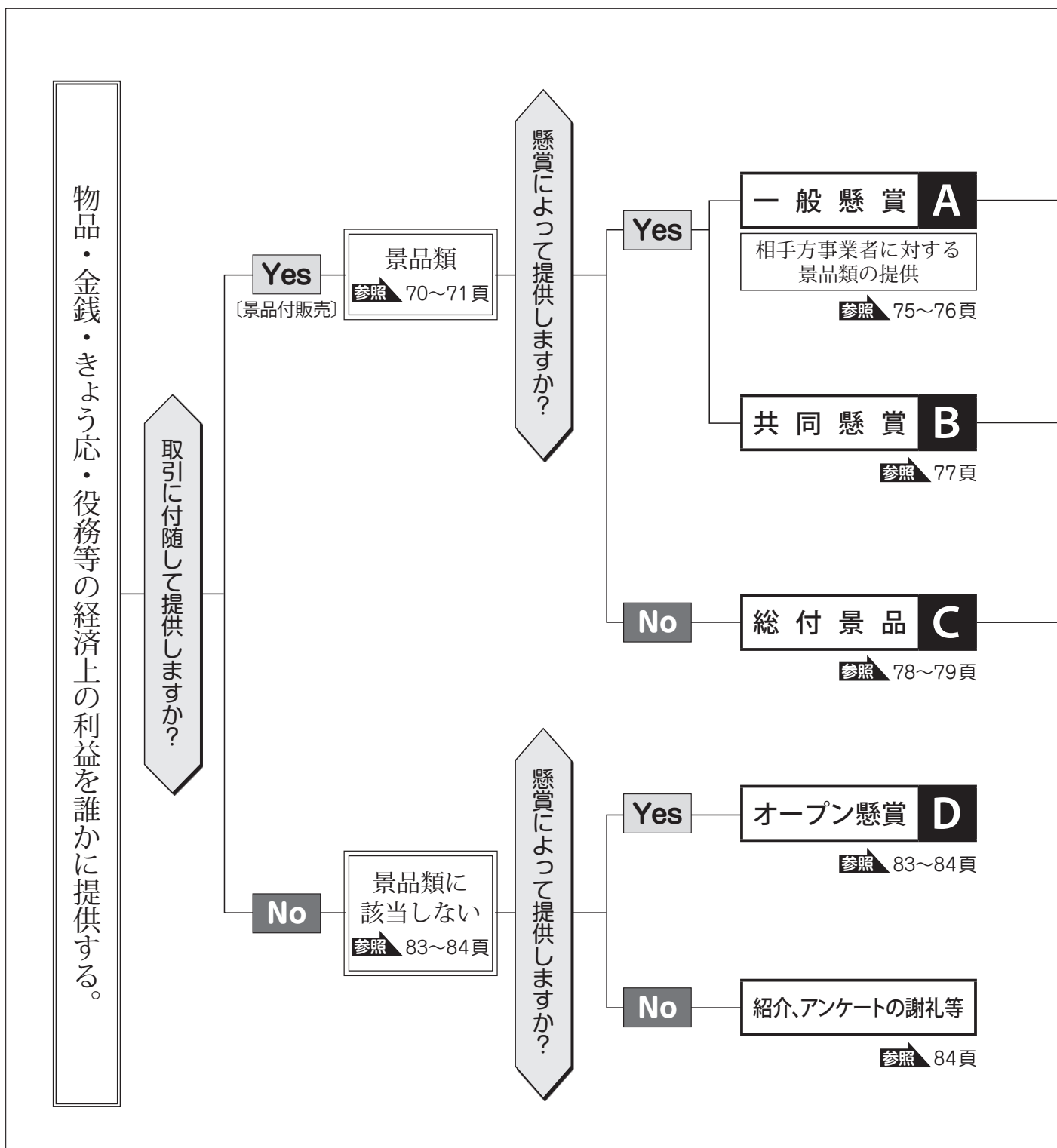
1条	目 的	設定の趣旨（不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的選択及び事業者間の公正な競争の確保）
2条	定 義	使用される用語の定義（旅行業等、事業者、景品類） ・ 値引きとなる経済上の利益（施行規則第1条） ・ 旅行の取引に付属する経済上の利益（施行規則第2条） ・ 景品類の提供とみなす場合（施行規則第3条）
3条	一般消費者に対する 景品類の提供の制限	・ 懸賞により提供する場合：懸賞の定義（施行規則第4条、運用基準6） 一般懸賞・共同懸賞 ・ 懸賞によらないで提供する場合：総付景品 ・ 景品類の価額の算定等（施行規則第5条、運用基準10） ・ 旅行の発表会等における景品類の提供の制限（施行規則第6条、運用基準11）
4条	相手方事業者に対する 景品類の提供の制限	懸賞により提供する場合のみ制限
5条	公正取引協議会	公正取引協議会の設置・構成・事業
6条	違反に対する調査	違反行為に対する調査の手続
7条	違反に対する措置	違反行為に対する措置の内容
8条	違反に対する決定	措置を決定する場合の手続
9条	規則の制定	施行規則・運用基準を定めることができる旨及びその手続

2. 景品類を考えるためのフローチャート

フローチャートの見方

◆ チェックポイント

- ① 取引に付随して経済上の利益を提供するかどうか。
- ② 懸賞によって経済上の利益を提供するかどうか。



- ◆ まず「取引に付随しているかどうか」で景品付販売に当たるかどうかを区分けします。
さらに「懸賞によって提供するかどうか」等を通して **A** から **C** の3タイプに分かれます。

A ～ **C** のタイプそれぞれに最高額や総額の規制があります。

景品付販売に該当する場合、規制の範囲内であれば景品類の提供は可能です。

景品類	取引価額	最高額	総額
○	○	○	○

懸賞に係る取引価額	景品類の限度額	
	① 最高額	② 総額
5,000円未満	取引価額の20倍	懸賞に係る取引予定総額の2%以内
5,000円以上	10万円	

*①、②両方の限度内でなければならない。

○	△	○	○
---	---	---	---

景品類の限度額	
① 最高額	② 総額
懸賞に係る取引価額にかかわらず30万円	懸賞に係る取引予定総額の3%以内

*①、②両方の限度内でなければならない。

○	○	○	△
---	---	---	---

取引価額	景品類の限度額（最高額）
1,000円未満	200円
1,000円以上	取引価額の2/10

*総額については、制限なし。ただし、正常な商習慣に照らして適当な範囲。

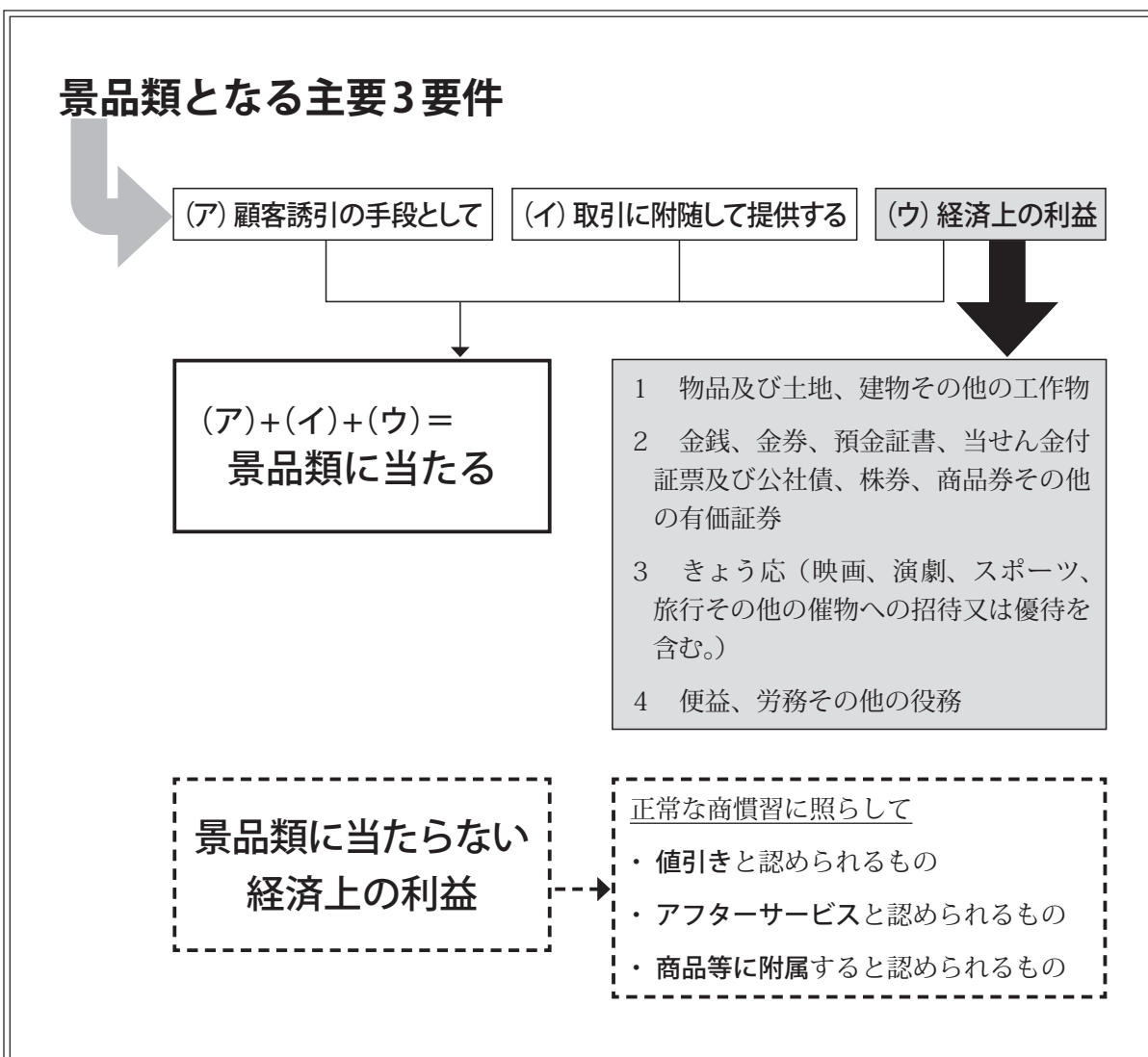
(注) 景品類に該当した場合、直ちにその販売方法を取りやめなければならないという訳ではない。
上記 **A** ～ **C** の規制の範囲内で実施すれば問題ない。

3. 景品規制の内容

(1) 景品類とは

ア 規約における定義（規約第2条第3項）

景品類とは、(ア) 顧客を誘引するための手段として、方法のいかんを問わず、事業者が、自己の供給する旅行業務に関する (イ) 取引（旅行の取引）に附随して相手方に提供する物品、金銭その他の (ウ) 経済上の利益であって、次に掲げるもの（下図網かけ部分参照）をいう。ただし、正常な商慣習に照らして値引き又はアフターサービスと認められる経済上の利益及び正常な商慣習に照らして当該取引に附属すると認められる経済上の利益は、含まない。



イ 景品類となる主要3要件

(ア)「顧客を誘引するための手段として」とは……

景品類提供者の主観的意図やその企画の名目とは関係なく、景品類を提供することが客観的に顧客誘引のための手段になっているかどうかにより判断する。顧客には、一般消費者と事業者の両者を含む。

また、新たな顧客の誘引に限らず、取引の継続又は取引量の増大を誘引するための手段も含まれる。

(イ)「取引に附随して提供する」とは……

旅行商品の購入を条件とする場合はもちろんのこと、購入するかどうか分らない自己の店舗への「入店者」を対象とする場合も取引附随に該当する。

a 取引に附随する場合の例

- ① 旅行商品の購入を条件とする場合
- ② 旅行の見積もり依頼者を対象とする場合
- ③ 店舗への入店者を対象とする場合
- ④ 店舗内にクイズの応募用紙、応募箱を置く場合
- ⑤ 取引をすれば解答が分かるような場合
- ⑥ 当選者の発表を店舗のみで行う場合
- ⑦ 旅行商品発表会・説明会への来場者を対象とする場合

b 取引に附随しない場合の例

- ① 電話、郵便又はWebサイトでパンフレット等の資料を請求する者を対象とする場合
- ② 無料サイトのホームページ上で行われるキャンペーン及び無料のメルマガ会員やFacebook上で行われるキャンペーン（ただし、取引を条件としたり、有料の会員登録、取引をすれば解答が分かるようなものを除く。）
- ③ 私製はがきではあるが、これをキャンペーンの告知チラシの一部として新聞に折り込む方法
- ④ 高度の知識や技能を必要とする論文、小説、図案などの精神的労作であって、一般消費者が容易に応募できないようなものを募集する場合（例：懸賞論文）

(ウ)「経済上の利益」とは……

物品、金銭、きょう応、便益等、提供を受ける者の側から見て、通常、経済的対価を支払って取得するもの全てを含む。例えば、旅行会社が関係機関などから無償で入手したもので市販されていない物品等であっても経済上の利益に該当する。

また、客室や航空機の座席のグレードアップも経済上の利益に該当する。

(2) 景品規制に共通するキーワード

ア 提供する景品類の価額

(ア) 基本的な考え方

提供する景品類の価額については、景品類が物品等である場合の価額は、景品類提供者が入手した価額ではなく、景品類の提供を受ける者がその物品等を通常購入することができる金額（消費税込みの市価）である。市販されていないものは、類似品の市価等を勘案して決める。

外国産品は、日本における市価が景品類の価額となる。

〈具体例〉

① 宝くじを景品類として提供する場合：

宝くじの購入価額（1枚200円・300円等）であって、当選金額ではない。

② 航空券を景品類として提供する場合：

航空会社名及び航空券についての制限事項（発券期限、搭乗可能日、その他の制限条件）を明示した場合、当該航空券の価格を景品類の価額とする。

なお、航空会社名及び制限事項を明示しない場合は、一般消費者が実際に購入可能な航空券のうち最も高額なものを景品類の価額とする。

燃油サーチャージを景品類の価額に含めない場合は、燃油サーチャージが当選者の負担となることを明瞭に表示すること。当該表示がなされていない場合は、燃油サーチャージを含んだ額を景品類の価額とする。

〔表示例-1〕

キャンペーン期間中に5,000円以上のツアーをお申込みの方の中から抽選で5組10名様に《東京⇄札幌》往復航空券をプレゼント！

※航空券は〇〇航空の「△△割引」航空券となります。ご利用に当たっては下記の制限があります。

利用航空会社及び利用便：航空会社及び航空便は〇〇航空〇〇のみとなります

利用期限：平成〇〇年〇〇月〇〇日

その他：① ご予約後のご搭乗日の変更はできません。

② 座席をあらかじめ指定する場合の別途料金をご本人の負担となります。

③ 航空会社到手荷物を委託する場合の別途料金をご本人の負担となります。

④ 遅延、欠航時の宿泊の手配及び他便への振替えはご自身で行ってください。

〔表示例-2〕 燃油サーチャージを当選者が負担する場合

キャンペーン期間中に5,000円以上のツアーをお申込みの方の中から抽選で5組10名様に《東京⇄ソウル》往復航空券をプレゼント！

※航空券は◆◆航空の「□□割引」航空券となります。ご利用に当たっては下記の制限があります。なお、燃油サーチャージ××円は、ご当選者のご負担となります。

利用航空会社及び利用便：航空会社及び航空便は〇〇航空〇〇のみとなります

利用期限：平成〇〇年〇〇月〇〇日

そ の 他：① ご予約後のご搭乗日の変更はできません。

② 座席をあらかじめ指定する場合の別途料金はご本人の負担となります。

③ 航空会社に手荷物を委託する場合の別途料金はご本人の負担となります。

④ 遅延、欠航時の宿泊の手配及び他便への振替えはご自身で行ってください。

(イ) 同一の取引において2以上の景品類が提供される場合の景品類の価額の考え方

- ① 一つの旅行において同一の提供方法（一般懸賞と一般懸賞、総付景品と総付景品）で2以上の景品類を提供する場合は、合算した価額
- ② 一つの旅行において異なる提供方法（一般懸賞と総付景品）で2以上の景品類を提供する場合は、合算しないで、それぞれの価額
- ③ 他の事業者と共同して景品類を提供する場合は、企画が別々であっても、それぞれの事業者が提供したすべてを合算したものが景品類の価額

(注) 宿泊機関、運送機関、観光協会等が景品類の提供を行っている企画を募集広告等に掲載する場合は、募集広告ときちんと区分けして情報提供の形にしておかないと、旅行会社が景品類を提供していると見られる場合がある。〔事例①参照〕

事例① 募集広告の中で、企画・実施会社以外が行う景品企画等を情報提供



イ 取引価額の考え方

提供できる景品類の価額は、景品付き販売の対象となる商品の取引価額を基準として定められており、取引価額の考え方は次のとおりである。

- ① 商品の購入者を対象とし、購入額に応じて景品類を提供する場合は、当該購入額を「取引価額」とする。
- ② 価額の異なる複数の商品の購入者を対象とする場合（例：当社の国内バス旅行の参加者を対象とする場合）は、そのうちの最も安い価額を「取引価額」とする。
- ③ 購入を条件とせずに、店舗への来店者に対して景品類を提供する場合の「取引価額」は、原則として100円とする。ただし、旅行業者の店舗のように、当該店舗において通常行われる取引のうち最低のものが100円を超えると認められるときは、当該最低のもの『最も安い旅行代金（乗車券類の代売は除く。）』を「取引価額」とすることができる。
- ④ 旅行商品発表会・説明会の来場者を景品類提供の対象とする場合の「取引価額」は、当該発表会等で発表又は説明される旅行商品のうち最も安い旅行代金の額とする。
- ⑤ カード入会者を対象とする場合は、①入会金、②初年度の年会費、③1年間における利用額全体のうち通常考えられる最低の利用額の3つを合算した金額とする。
- ⑥ 事業者に対して提供する場合の取引価額は、例えば企画旅行の企画・実施会社が受託販売会社に景品類を提供する場合の取引価額は、委託業務手数料であって、代理販売した旅行代金の額ではない。
- ⑦ 「教養セミナー」「文化講座」等の文化的行事を目的とする会で、来場者に物品等を提供する場合は次による。

入場料	パンフ配布や旅行説明	物品等は景品類か	取引価額
有料	する	○	入場料の額＋旅行代金 (複数の場合は一番安い代金)
	しない	○	入場料の額
無料	する	○	旅行代金 (複数の場合は一番安い代金)
	しない	×	—

(3) 規制内容

景品類の提供については、以下のような規制内容になっている。

ア 一般懸賞・共同懸賞

(ア) 懸賞とは

① くじなど偶然性を利用して当選者を決める方法

〈例〉

- ・ 旅行にお申込の方から抽選で……
- ・ ご来店の方（説明会に参加の方）から抽選で……
- ・ 抽選券・抽選器を使う方法
- ・ レシート等を抽選券とする方法
- ・ くじやじゃんけんによる方法

② 特定の行為の優劣や正誤によって当選者を決める方法

〈例〉

- ・ ゴルフツアー参加者のコンペの優勝者に……
- ・ 流行語大賞やJリーグの優勝チームなど、応募の際、一般に明らかでない事項について予想を募集し、その解答や正誤によって定める方法
- ・ キャッチフレーズ、写真などを募集し、その優劣によって定める方法
- ・ ○○コンテストのような競技や演技の優劣によって定める方法

ただし、セールスコンテスト等、相手方事業者との取引高その他取引の状況に関する優劣によって定める方法は、懸賞に含まない。

③ 2以上の種類の文字、絵、符号等を表示した符票（カード等）のうち、異なる種類の付票の特定の組合せを提示させる「カード合わせ」の方法を用いた懸賞は、提供する景品類の価額のいかんを問わず禁止されている。

(イ) 懸賞規制（一般懸賞、共同懸賞）についての基本的な考え方

① 最高額の制限について

景品類の最高額は、1人当たりの金額ではなく、懸賞に1回参加して得られる金額である。よって、「ペアに〇〇旅行が当たる」というような場合、景品類の最高額は、2人分の旅行代金となる。

同一の企画において複数の景品類提供を行う場合の考え方については、73頁(イ)参照。

② 総額の制限について

「1等〇〇、2等△△、3等□□、残念賞残り全員◎◎」といった場合、残念賞◎◎全部の価額も景品類総額に合算する。

③ 取引予定総額について

取引予定総額とは、懸賞によって販売しようとする旅行の総販売予定額である。具体的には、過去の同種の旅行の集客率や販売実績等を勘案して妥当な金額を算定すること。

妥当な金額であれば、もし仮に見込み違いで実際の販売実績が総販売予定額を下回っても問題とならない。

一般懸賞の規制内容 **A**

懸賞に係る 取引価額	景品類の限度額	
	① 最高額	② 総額
5,000円未満	取引価額の20倍	懸賞に係る取引予定総額の 2%以内
5,000円以上	10万円	

※①、②両方の限度内でなければならない。

事例②

ハワイ旅行キャンペーン

キャンペーン期間
 平成〇年〇月〇日
 ~ 〇月〇日

旅公協トラベルのハワイ旅行にご参加の方の中から
 抽選で素敵なプレゼントを差し上げます。

A賞 5名様

旅行券

当社旅行券5万円分
プレゼント

B賞 10名様

ギフト券

当社グループホテルで利用できる
ギフト券5千円分プレゼント

残念賞 旅公協トラベル オリジナルボールペン

1. 取引価額（対象となる旅行代金） 特定しない場合はハワイ旅行のうち最も安い金額
2. 景品価額（提供する景品毎の金額） 仕入価格ではなく市価
3. 景品総額（提供する景品毎の総額） 当選本数＋残念賞
4. 取引総額（キャンペーンにおける売上予定額） 過去の実績や見込額に基づいて設定

共同懸賞の規制内容 **B**

景 品 類 の 限 度 額	
① 最 高 額	② 総 額
懸賞に係る取引価額にかかわらず30万円	懸賞に係る取引予定総額の3%以内

※①、②両方の限度内でなければならない。

④ 共同懸賞とは

典型例：中元や歳末の商店街の大売出し、特定業種共同主催の「〇〇まつり」と称するキャンペーンなど

⑤ 共同懸賞として認められるもの

- ・ 一定の地域における小売業者又はサービス業者の相当多数が共同して行う場合
- ・ 一の商店街に属する小売業者又はサービス業者の相当多数が共同して行う場合
ただし、中元、年末等の時期において、年3回を限度とし、かつ、年間通算して70日の期間内で行う場合に限る。
- ・ 一定の地域において、一定の種類の事業を行う事業者の相当多数が共同して行う場合

【一定の地域】 事業者の店舗の所在する特別区、市町村が単位となる。なお、一つの市町村の区域よりも狭い地域の小売業者又はサービス業者の相当多数が共同して行う場合には、その業種及びその地域における競争の状況等を見て判断する。

【相 当 多 数】 その地域における過半数であり、かつ、通常共同懸賞に参加する者の大部分

【商 店 街】 事業者の店舗が30店以上近接しているもの。駅ビル等一つのビル内の店舗等も30店以上近接していれば可。

【一定の種類】 日本標準産業分類の細分類として掲げられている種類の事業（例えば、7511旅館・ホテル、7911旅行業（旅行業者代理業を除く。）等）

⑥ 共同懸賞として認められないもの

- ・ 共同懸賞への参加資格を売上高等によって限定したり、又は特定の事業者団体の加入者や特定の事業者の取引先に限定する場合
- ・ 共同懸賞の実施に要する経費の負担、宣伝の方法、抽選券の配分等について、一部の者に不利な取扱いを行い、実質的に共同懸賞に参加できないようにする場合

イ 総付景品 **C**〔事例③参照〕

総付景品は、懸賞によらないで一般消費者に対して提供する景品類を規制している。

(ア)「懸賞によらないで」とは

- ① 「〇〇を買ったら、△△を差しあげます。」など、商品の購入者に対して購入額に応じて、あるいは購入額の多寡を問わないで、**もれなく提供すること**。
- ② 来店者に対して商品の購入を条件とせず、**もれなく提供すること**。
- ③ 購入や来店の先着順に〇〇名に提供すること。ただし、先着順であっても、「申込の先着順に旅行代金を〇〇円値引く」とした場合は、値引き額は景品類とならないので、総付景品の規制は受けない。

(イ) 総付景品の規制内容

取引価額	景品類の限度額（最高額）
1,000円未満	200円
1,000円以上	取引価額の20%

※総額については、制限なし。

事例③ 総付景品

ハワイ旅行キャンペーン

キャンペーン期間
平成〇年〇月〇日
～〇月〇日

旅公協トラベルのハワイ旅行4泊6日にご参加の方に、もれなく



当社オリジナルギフト

を、プレゼントいたします。

1. 取引価額（対象となる旅行代金） 特定しない場合はハワイ旅行のうち最も安い金額
2. 景品価額（提供する景品の金額） 仕入価格ではなく市価

(ウ) 総付景品から適用除外される場合

次のa～dに掲げる経済上の利益は、その内容から見て景品類に該当するものを含んでいるが、正常な商慣習に照らして適当と認められるものについては、これらが仮に景品類に該当する場合であっても総付景品についての上記規制を適用しないこととされている。

- a 商品の販売・使用等のため必要な物品又はサービス（ショッピングバッグ、めがねのレンズ拭きなど）
- b 見本その他宣伝用の物品又はサービス（食品や日用品の小型の見本・試供品、食品売場の試食品、化粧品売場におけるメイクアップサービス、スポーツスクールの一日無料体験など）
- c 自己の取引において用いられる割引券又は自己の取引と他の事業者の取引で**同額の割引**を約する自他共通割引券
- d 開店披露、創業記念等の行事に際して提供する物品又はサービス（粗品、記念品など）

(4) 景品類に当たらない経済上の利益

ア 値引き

正常な商慣習に照らして値引きと認められる経済上の利益は、景品類に該当しない。

(ア) 値引きと認められる経済上の利益の例

- a **取引通念上妥当と認められる範囲**で、取引の相手方に対し、旅行代金の額を減額すること（複数回の取引を条件として減額する場合を含む。）。
 - ① 自社商品の代金などの割引
 - ② ○○円お買上げごとに、次回○○円割引
 - ③ ○回ご利用していただいたら、次回○○円割引
 - ④ 当日又は次回の購入時に自社商品の購入にのみ使用できるポイントカード、割引券、旅行券、商品券等の金額証
 - ⑤ 旅行を割賦販売する場合において、利息を無利息とすること。
 - ⑥ 手配料金、添乗サービス料金、渡航手続代行料金等を無料又は値引きすること。

b **取引通念上妥当と認められる範囲**で、取引の相手方に対し、支払った代金について
割戻しをすること。

① 商品シール〇枚貯めて送付すれば〇〇円キャッシュバック
キャッシュバックはほとんどのケースで「値引き」

② レシート合計金額の〇%割戻し

c **取引通念上妥当と認められる範囲**で、ある商品の購入者（複数回の購入者を含む。）
に対し、同じ対価で、それと同一又は実質的に同一の商品を付加して提供すること
（以下「増量割引」という。）

大人〇人申込みの場合、大人1人は無料

(イ) **値引きと認められない経済上の利益の例**（景品類に該当）

a 旅行代金の額を減額し又は割り戻す場合であっても、その金銭の用途を制限する場合

b 値引きか景品類の提供かを取引の相手方に選択させる場合

c 提供の相手方を懸賞の方法により特定する場合

d 自社及び他社の商品の購入に使用できる割引券で、**他社の商品の購入に使用した方が割引額が大きい場合**

e プレゼント、進呈、無料サービス、特典、土産等の用語を使用し表示して提供した場合

イ 付属物

正常な商慣習に照らして取引に付属すると認められる経済上の利益は、景品類に該当しない。

(ア) 取引に付属すると認められる経済上の利益の例

a 旅行を安全又は円滑に実施するために必要なもの

① 荷札、旅行参加者を識別するためのワッペン等のギブアウェイであって、**妥当な範囲内のもの**

② 旅行参加者の安全を期するために必要な旅行の下見、反省会等についての費用の負担であって、**妥当な範囲内のもの**

③ 手荷物無料宅配付き等であって、**妥当な範囲内のもの**

b ブリ付き、じゃがいも〇kg付き、新巻きサケ1本付き等「〇〇付き」又は「〇〇お持ち帰り」であって、次の要件を満たすもの

- ① 〇〇が旅行代金に含まれている旨を明瞭（「〇〇付」表示の近接場所に、同程度の大きさの文字と色）に表示すること。
- ② 当該旅行にかかわりのあるものであって、その範囲（価格・数量・内容等）が正常な商慣習に照らして適当と認められるもの。なお、当該旅行にかかわりがあるかどうかはケースバイケースで判断する。

事例④ 付属物

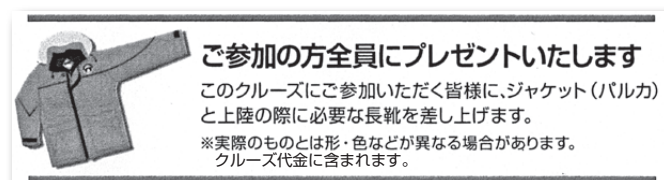


(イ) 取引に付属すると認められない経済上の利益（景品類に該当）

〇〇が旅行代金に含まれている旨を明瞭に表示していても、「〇〇をプレゼント」、「〇〇のお土産付き」、「特典〇〇付き」等の用語を使用して提供する場合〔事例⑤参照〕

事例⑤ 「〇〇が旅行代金に含まれている旨」を表示していても「プレゼント・お土産・特典」等の用語を使用して提供している例（総付景品として規制される）

「プレゼント」と表示



7つのプレゼント!!

※7つのプレゼントは全て旅行代金に含まれています。

「プレゼント!!」と称し、あたかも無料で提供してもらえると消費者が認識すれば、不当表示に当たるおそれがある。

※参考 《懸賞によらないで提供される割引券その他割引を約する証票(注)の取扱い》

	割引券等の種類	景品類か否か	規制の有無
①	◆自己との取引においてのみ用いられるもの。 (例：ポイントカード、旅行券、商品券等)	×	値引きに該当し、 景品規制を受けない。
②	◆他社商品に限って使えるもの。 (例：DFSの割引券)	○	総付景品として 規制される。
③	◆特定の商品等と引き換えることにしか用いること ができないもの。	○	総付景品として 規制される。
④	◆自他共通割引券（自己だけでなく他の事業者との 取引にも共通して用いることができる割引券等） であって、 同額の割引を約するもの 。	○	総付景品規制を 受けない。
⑤	◆自他共通割引券（自己だけでなく他の事業者との 取引にも共通して用いることができる割引券等） であって、 同率の割引を約するもの、あるいは他の 事業者との取引に用いた方が割引額が大きいもの 。	○	総付景品として 規制される。

(注) 金額を示して取引の対価の支払いに充当される金額証及び取引の当日又は次回以降の取引にいつでも用いることができる証票を含む。

ウ オープン懸賞 **D**

(ア) オープン懸賞とは

取引に付随しない方法で、懸賞により金銭、物品等の経済上の利益を提供すること。

オープン懸賞については、提供できる賞金等の最高額が1,000万円までという独占禁止法上の規制があったが、平成18年4月27日にその規制が廃止された。

(イ) 企画する上での留意点

取引に付随するかどうかについては71頁（イ）に詳述しているので、これを十分に斟酌して企画する必要がある。

〔留意点〕

- ① 企画の告知から応募対象・応募資格、応募方法、懸賞方法、当選発表の告知、提供・引渡し方法等のいずれの段階においても取引に付随しないこと。
- ② 取引に付随しない方法と取引に付随する方法を併用する場合は、告知の時期、告知の内容等によっては、取引に付随するとして取り扱われる場合がある。

事例⑥ 懸賞企画の告知例（新聞掲載）

感動の旅へ出かけよう
旅公協トラベル

旅公協トラベルは
今年 創立30周年を迎えます

創立30周年記念
クイズの正解者の中から**抽選で30名様**にプレゼント！
クイズに答えて5万円の旅行券を当てよう
キャンペーン

クイズ 下の○に当てはまる2文字をすべてお答えください。
旅公協トラベルは
今年 創立〇〇周年を迎えます。

応募方法 郵便はがきにクイズの答え、住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記のうえ、下記宛先にご応募ください

宛 先 〒〇〇〇-〇〇〇〇 △△△△郵便局留め「旅公協トラベル 創立30周年 旅行券プレゼント係」

締め切り 20〇〇年〇月〇日()当日消印有効

発 表 賞品の発送をもって当選者の発表にかえさせていただきます。

注意事項 ●未成年の応募は不可 ●お1人様1回の応募のみ ●日本国内に居住の方のみ ●当選通知及び賞品の発送先は日本国内のみ ●応募はがきは返却不可 ●応募はがきの記載内容に不備があった場合及び不在や連絡先変更等により、当選連絡がつかない場合は無効 ●抽選に関する問い合わせ不可 ●当選の結果を譲渡、あるいは換金、交換はできません ●個人情報情報は、当キャンペーンにおける抽選、当選者への賞品の発送、本件に関する諸連絡の目的以外には使用いたしません

クイズの答え
〇〇
〒住所
氏名
年齢
性別
電話番号

【応募先】
〒〇〇〇-〇〇〇〇
△△△△郵便局留め
旅公協トラベル
創立30周年
旅行券プレゼント係

詳しくはホームページをご覧ください。
旅公協トラベル **検索**

(ウ) インターネット上のオープン懸賞について

ホームページ上で実施される取引に付随しないで経済上の利益を提供する懸賞企画は、景品表示法に基づく規制の対象とならない（いわゆるオープン懸賞として取り扱われる。）。

ただし、商取引サイトにおいて商品の購入やサービスの提供を受けなければ懸賞企画に応募できない場合や、商品の購入やサービスの提供を受けることにより、ホームページ上の懸賞企画に応募することが可能又は容易になる場合（商品を購入しなければ懸賞に応募するためのクイズの正解やそのヒントが分からない場合等）には、取引付随性が認められることから、景品表示法に基づく規制の対象となる。

エ 紹介者、アンケートの謝礼等

取引に付随しない方法で懸賞によらずに謝礼等を提供することは景品類の提供には該当しない。但し、その謝礼等の額は社会的に見て相応と見られる程度でなければならない。過大な謝礼である場合は、景品類とされるおそれがある。

① 資格を限定しない紹介者謝礼

紹介者としての資格を自己と取引した者に限定せず、自己と取引する人を紹介してくれた者に対して提供する「謝礼」は取引に付随して提供する景品類に該当しない。

但し、紹介者の資格を自己と取引した者に限定して提供する場合は、取引に付随した景品類の提供として規制を受ける。

② アンケートの謝礼

一般的には、商品を購入する際にアンケートが入っていることが分からないようにして行う場合、その謝礼は「顧客を誘引する手段」にはならないので景品類には該当しない。

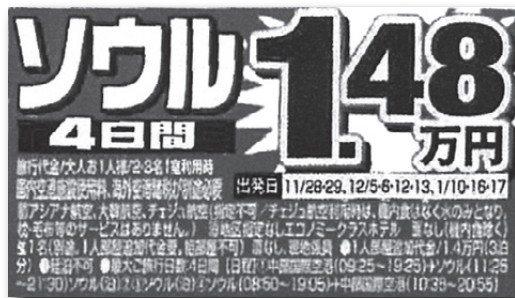
③ その他

誕生日プレゼント、冠婚葬祭、各種のお礼・お祝い、差入れ、お祭りの寄付等も景品類には該当しない。

オ その他

旅行業者が他の業界が行う懸賞の景品類として「旅行」を提供する場合、必ず当該業界の景品ルールを確認すること。

初めての海外旅行を応援! 初めてパスポート取得して
韓国ツアーご予約ならパスポート申請代金のうち
5,000円分を が負担



違反内容	学生対象の海外の募集型企画旅行の参加者募集のため、「初めてパスポートを取得して2016年12月までに出発する韓国ツアーの申込者に対してパスポート申請代金の一部5,000円を負担すること」を企画し、これを実施していたが、対象となる旅行商品の最低旅行代金は14,800円であったため、5,000円の負担は、景品類の提供に該当し、当該景品類は過大景品の提供となる。
違反法条	(一般消費者に対する景品類の提供の制限) 規約第3条 事業者は、一般消費者に対し、次に掲げる範囲を超えて当該景品類を提供してはならない。 (2) 懸賞によらないで提供する場合は、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第5号)の範囲内の景品類 運用基準 第9条 懸賞によらないで提供する景品類の制限について (1) 懸賞によらないで提供することができる景品類の最高額は、取引価額の10分の2とする。

4. 消費者庁・公正取引委員会相談窓口

■ 消費者庁（景品表示法）の関係窓口

（平成29年3月31日現在）

窓 口	住 所	電話番号
消費者庁 表示対策課	〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館	03-3507-8800（代）

■ 公正取引委員会（独禁法・景品表示法・下請法）の関係窓口

（※窓口箇所名は、上段㊟が独禁法、中段㊿が景品表示法、下段㊠が下請法）（平成29年3月31日現在）

窓 口	住 所	電話番号
公正取引委員会事務総局 ㊟ 官房総務課 ㊠ 経済取引局取引部 企業取引課	〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 合同庁舎6号館B棟	㊟ 03-3581-5471（代） ㊠ 03-3581-3375（直）
北海道事務所 ㊟ 総務課 ㊿ 取引課 ㊠ 下請課	〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎5階大通り側	㊟ 011-231-6300（代） ㊿ 同上 ㊠ 同上
東北事務所 ㊟ 総務課 ㊿ 取引課 ㊠ 下請課	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎8F	㊟ 022-225-7095（代） ㊿ 022-225-7096（直） ㊠ 022-225-8420（直）
中部事務所 ㊟ 総務課 ㊿ 取引課 ㊠ 下請課	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館8階	㊟ 052-961-9421（直） ㊿ 052-961-9423（直） ㊠ 052-961-9424（直）
近畿中国四国事務所 ㊟ 総務課 ㊿ 取引課 ㊠ 下請課	〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館10階	㊟ 06-6941-2173（直） ㊿ 06-6941-2175（直） ㊠ 06-6941-2176（直）
近畿中国四国事務所 中国支所 ㊟ 総務課 ㊿ 取引課 ㊠ 下請課	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	㊟ 082-228-1501（代） ㊿ 同上 ㊠ 同上
近畿中国四国事務所 四国支所 ㊟ 総務課 ㊿ 取引課 ㊠ 下請課	〒760-0068 高松市松島町1-17-33 高松第2合同庁舎5階	㊟ 087-834-1441（代） ㊿ 同上 ㊠ 同上
九州事務所 ㊟ 総務課 ㊿ 取引課 ㊠ 下請課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館	㊟ 092-431-5881（直） ㊿ 092-431-6031（直） ㊠ 092-431-6032（直）
内閣府沖縄総合事務局 ㊟ 総務部 公正取引室 ㊿ 同上 ㊠ 同上	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館6階	㊟ 098-866-0031（代） ㊿ 098-866-0049（直） ㊠ 同上

理解度チェックのための “Q”

景品

○、×でお答えください。

Q1 景品類となる要件の一つに顧客誘引の手段があるが、当社では、広告等には一切事前告知せず、毎回旅行当日にサプライズ企画としてじゃんけん大会やビンゴ大会を催し、賞品を提供している。これは、景品類の提供にあたらぬ。 ()

Q2 旅行の取引内容に含まれていないものであっても、「○○付」と広告に告知して提供する物品は、「旅行代金に含まれています。」と表示すれば、金額、数量とも制限なく提供できる。 ()

Q3 利用客室について、通常はスタンダードルーム利用だが宿泊施設から差額は無料で良いとの提案があり、先着5組についてはデラックスルームを旅行代金を変更せずに提供することにした。スタンダードルームとデラックスルームの差額は発生しないので、本件は景品類の提供には当たらない。なお、広告には「グレードアップ」とは表示していない。 ()

Q4 沖縄旅行のパンフレットに、「特典」と表示して参加者に沖縄のガイドブックを提供する。当該旅行にかかわりのある物品なので、これは景品類の提供には当たらない。 ()

Q5 当社の広告に、「○○温泉旅行にご参加のお客さま全員に、同温泉観光協会からお土産として○○温泉まんじゅうが進呈されます。」と表示した。取扱い旅行会社を問わず、当該温泉に宿泊する全ての旅行者にはお土産が提供されるが、告知したのは当社なので、当社による景品類の提供と見做される。 ()

Q6 当社は今年創立20周年を迎える。その記念行事の一環としてお客様に記念品を提供する。このような場合、記念品の種類や金額に制限はない。 ()

Q7 航空券を景品類として提供する場合、航空券のみを提供すればよく、その他の経費やシーズンリティによる追加費用等については、予め告知すれば個人負担としても良い。 ()

Q8 昼食提供施設からの提案で、フルーツや海産物などのお土産5点込み(市価2,000円相当)で、昼食を1,900円で提供してくれることになった。旅行代金は5,000円なので景品規制の範囲内なので問題はない。 ()

役立つ情報満載!!



旅行業公正取引協議会
Travel Agency Fair Trade Council

ホーム HOME | ご挨拶 GREETING | 概要 OVERVIEW | 会員登録 APPLICATION FORM | 表示規約 REPRESENTATION RULE | 景品規約 PRIZE AND RULE

検索
サイト内検索

会員の皆様へ 会員ページ

- 会員ページメニュー
Fair Wind Menu
- 協議会規則
- 通用解釈に関する通知
- 景品規約・表示規約 解説書
- 公正競争規約説明会テキスト
- Q&A よあるご質問
- 公正競争規約説明会 テキストQ&A (平成26年)
- ケーススタディQ&A
- Fair Wind バックナンバー
- 違反事例
- 旅協マークの利用方法
- 会員登録取組経路
- 登録事項変更等手続
- 事業者が買すべき景品の類

最新情報 NEWS RELEASE

2017.10.20
FairWind 100号を刊行しました。

2017.09.16
第1回 コンプライアンスセミナーを開催しました
「事業者が買すべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての消費者庁の「事業者が買すべき景品類の提供及び表示の管理上の措置」会員ページメニューに追加しました。」

2017.09.05
「不当な広告の禁止」について(重要知照)
FairWind90号を掲載しました。

2017.09.11
「平成26年度旅協公平競争規約説明会」開催のご案内

2017.06.07
【第3回】旅行業公正取引協議会通常委員会開催

2017.06.23
景品表示法に関する説明会(大原所主催)のご案内

トビワケコーナー

**第11回 詳細・申込はこちら>>>
コンプライアンス・セミナー
開催のご案内**

消し表示
関する通知

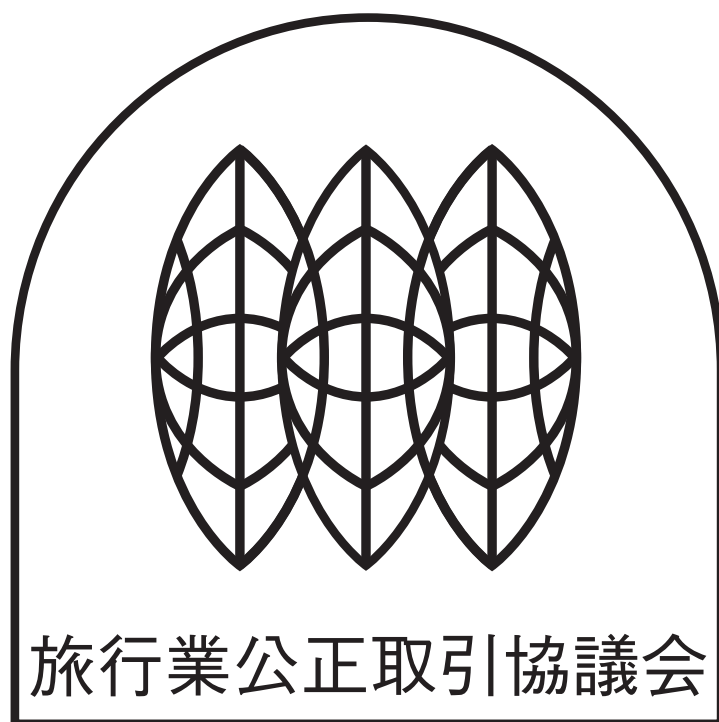
事例

規約につ
調べたい

研修
講師

檢 索





協議会のマークについて

地球の地図をモチーフに、旅を提供する会員旅行業者、旅を楽しむ受け手の旅行者（消費者）、それに公正な取引を通じよりよい旅をめざす協議会の三者を表現しています。この協議会のマークは、消費者の利益の保護と業界の社会的地位の向上を目指して制定された「旅選びの目印であり、信用と信頼のマーク」です。

会員の方は必ず表示してください。